

平成25年7月17日（水曜日）

第2回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成25年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（16名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	（欠番）
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野章君	17番	阿部幸夫君
18番	櫻井公一君		

欠席議員（1名）

11番	赤間洵君
-----	------

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安倍新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	大 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第1号)

平成25年7月17日(水曜日) 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第2 会期の決定

7月17日の1日間

Ⅱ 第3 議案第76号 平成25年度松島町一般会計補正予算(第3号)について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

11番赤間洵議員、本日病院で検査のため欠席となります。

町長より挨拶をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、7月12日に岡山県倉敷市と東日本大震災を契機として結ばれた絆をさらに発展させ、観光交流を促進するため、委員各位を初め、伊東市長関係者立ち会いのもと、観光交流協定を締結したことを報告いたします。

なお、本日関係資料をお配りさせていただいたところでございます。

次に、一般会計補正予算において計上しております、平成23年度障害者自立支援給付費等、国・県負担金等の返還金及び延滞金につきましてお詫びを申し上げます。この返還金につきましては、平成23年度に国・県から負担金等として交付され、翌24年度に町が給付額に基づいて実績報告を行い、交付額が確定されますが、今回、既に交付を受け入れた額が確定額を超えたことから、24年度に返還する必要がありました。しかしながら、適正な事務手続きを怠ったために、年度内に返還できず、今回計上するもので、また、納入期限が過ぎたため、延滞金が生じ、当該分を計上するものであります。

このたびの件につきましては、担当職員の事務処理の失念と監理職員の監理不十分ということに尽きるものであります。それだけに残念でありませんが、改めて深く反省し、お詫びを申し上げますとともに、今後に向けて職員に対して負担金や補助金と事業に係る申請から、実績報告、返還金等の手続きに至る一連の事務処理についてチェックシートを作成するなど、担当者、班長、課長が確認する体制を整え、その徹底を図るよう努めてまいりますのでご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、東日本大震災復興交付金第6回配分等に関する平成25年度松島町一般会計補正予算についてご提案をさせていただくものでございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、7番渋谷秀夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第76号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第76号平成25年度松島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第76号平成25年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年6月25日付で第6回配分交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、5ページをお開き願います。

2款総務費1項17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成25年6月25日付で第6回配分交付可能額通知がありました7事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

18目復興推進費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施するものであり、松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業及び手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業については、実施設計業務が完了したことに伴い、整備工事費を補正するものであり、松島地区避難場所整備事業の石田沢地区、三十刈地区、東浜地区の3地区においては、今年度の用地測量

業務及び石田沢地区については地質調査の結果、何弱地盤であったことから、軟弱地盤解析に係る費用について補正するものであります。

また、復興まちづくり支援施設整備事業につきましては、西行戻しの松公園内にあります既存施設の解体工事費を補正するものであり、震災復興官民連携事業調査業務につきましては、平成25年4月18日付で国土交通省の平成25年度震災復興官民連携支援事業に応募し、6月20日付で助成事業として選定通知を受けたことに伴い実施するもので、沿岸部の都市公園及びその周辺一帯を対象に、民間活力を活用した施設整備や管理運営など、官民連携により各種復興事業を効果的な実施を図るため、民間活力の導入可能性や、地域貢献、連携方策等を調査検討する費用について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、平成23年度の障害者自立支援給付費等に係る国・県負担金等の収入超過分について、平成24年度に返還すべき手続きを行ったために、今回補正させていただくものであります。なお、今後二度とこのようなことがないように、事務チェック体制に万全を期すこと、事務処理のあり方はむろんのこと、事務改善を図ってまいります。大変申しわけございませんでした。

3目老人福祉費につきましては、平成25年6月19日付で地域支え合い体制づくり助成事業費補助金の内示に伴い、地域支え合い体制づくり事業として災害時要援護者マップ作製業務及び台帳登録業務等に係る費用について補正するものであります。

8款土木費2項3目道路新設改良費については、東日本大震災復興交付金事業として実施するものであり、新たに採択されました普賢堂外避難路整備事業、高城・磯崎地区避難路整備事業及び既採択事業であります町道上竹谷高城線ほか、道路整備事業の調査・測量設計業務並びにJR仙石線踏切工事2カ所分のJR工事委託料等について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

6項4目災害公営住宅整備費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施するものであり、愛宕動伝地区の町有地への建設を予定しておりました12戸を計画変更し、磯崎美映の丘地区の私有地へ整備するための用地購入費及び宮城県への工事委託料等について補正するものであります。

10款教育費3項4目学校建設費については、当初から計画されておりました中学校屋外運動場環境整備工事に係る屋外運動場証明等設置工事の財源として、平成25年度学校施設環境改善交付金の内定通知書が文部科学大臣よりありましたので、改めて補正予算を計上し、生徒たち

の更なる利便性を図るため実施するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業に係る一般財源に対して交付されるものであります。

15款国庫支出金1項2目教育費国庫負担金については、歳出でご説明しました中学校屋外運動場環境整備工事に対するものであります。

2項5目東日本大震災復興交付金につきましては、平成25年6月25日付第6回配分交付可能額通知に伴い補正するものであり、7目震災復興官民連携支援事業補助金については、平成25年6月20日付で選定通知に伴い補正するものであります。

4ページをお開き願います。

16款県支出金2項2目民生費県補助金については、歳出でご説明しました地域支え合い体制づくり事業に対するものであり、平成25年6月19日付内示に伴い補正するものであります。

19款繰入金2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業に対して繰り入れするものであります。

22款町債1項4目土木債につきましては、歳出でご説明しました災害公営住宅建設事業に対するものであり、5目教育債につきましては、歳出でご説明しました中学校屋外運動場環境整備工事に対するものであります。

なお、詳細を担当課長等より説明されます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、初めに、歳入2款1項18目審査し復興官民連携事業につきまして、主要事業説明資料に基づき説明をさせていただきます。

先ほどの提案理由説明にもありましたとおり、平成25年4月18日付で国土交通省より震災復興官民連携支援事業の募集があり、復興交付金事業で整備される都市公園、これは津波防災公園や避難施設等の平時の利活用や管理運営手法について、民間活力の導入可能性や、周辺エリア一体も調査対象に含めながら、民間活力による地域貢献連携方策等について調査検討する内容で、平成25年4月18日付で応募いたしました。平成25年6月20日付で補助採択の通知を受け、このたび補正予算として計上するものでございます。

事業費として1,977万4,000円で計画しております。事業費のうち、1,950万円が国土交通省

の震災復興官民連携支援事業補助金となります。

なお、今回採択となったのは、5自治体でございまして、岩手県は大槌町、山田町、宮城県は石巻市と松島町、福島県は広野町となっております。

調査検討につきましては、①現況把握と課題整理、②事業内容とフレームの検討、③官民連携事業手法の検討、④民間事業者参入の可能性の検討、⑤事業実現性の評価、⑥地域貢献・連携方策の検討の6項目について行う計画としております。

2枚目の添付資料です。

国土交通省の震災復興官民連携支援事業の制度の概要と本町での事業の展開イメージ、次ページに調査検討の項目の具体的内容について記載をしております。

初めに、添付資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

上段破線の枠内に国土交通省の震災復興官民連携支援事業制度の概要について記載しております。この制度につきましては、地方公共団体の復興関連事業におきまして、民間資金や経営能力、技術能力を活用する仕組みを導入するための具体的な方策など、官民連携の導入の検討調査を促進するため、東日本大震災復興特別区域法の対象区域にある地方公表団体等を対象として、1件当たり2,000万円を上限額として補助金を交付する制度となっており、補助率は100%となっております。

次の段に、本町での官民連携事業調査検討の展開イメージを記載しております。松島海岸の県立都市公園とその周辺一帯を対象区域に想定し、この中で復興事業の津波防災公園として県が主体で整備する波打浜公園から福浦橋に至る公園整備や、町による石田沢、西行戻しの松公園の整備など、各復興事業によるハード整備につきまして、行政、観光事業者等が連携したソフト事業の取り組み活動など、観光集客性やサービスの向上等を目的としたハード、ソフト両面における仕組みづくりについて民間活力の導入可能性調査を行う計画としております。

1例を挙げますと石田沢地内に建設予定の避難所や、避難施設の平時利用についてどのような管理運営やサービスの提供が効果的かなどの検討や、事業主体となる組織イメージ、役割分担、運営手法などの検討となります。そのほか、観瀾亭敷地内の避難施設、東浜地内に設置する避難場所、これら避難場所、避難施設として整備する特に西行戻しの松公園や旧パノラマハウス等も含んでおります。これらを想定して可能性調査をやっていきたいということで考えております。

予定している調査検討の具体的内容につきましては2ページをごらん願います。

記載の6項目を計画しております。

1 点目が、現況把握と課題整理として、町・地域の潜在する可能性を最大限に生かすための事業方針、目標、枠組みを設定するための基礎調査を行うこととしております。

2 点目が、事業内容、枠組みの検討として、事業全体の一体性、連携による効率化、事業相互の相乗効果の発揮等の観点から、望ましい事業の組み合わせを検討することとしております。

3 点目です。官民連携事業手法の検討として、民間事業者の資金・ノウハウを最大限に活用する事業手法、官民の役割・リスク分担を明確化した事業手法を検討することとしております。

4 点目が、民間事業者参入の可能性の検討として、事業手法に対して参加意向のある民間事業者の把握や、民間事業者のアイデア等の取り込み・反映等について民間事業者へのヒアリング等を行い検討することとしております。

5 点目が、事業実現性の評価として検討した各事業手法に関しまして、定量・定性の両面から実現可能性を評価することとしております。

6 点目が、地域貢献・連携方策の検討といたしまして、事業手法に対し、地域産業・事業者との連携の方策やこれらの検討、地元への経済波及効果等について想定することとしております。

なお、資料右上の欄に記載のとおり、観光、漁業、農業、商工関係者、行政関係者等で構成いたします、これはまだ仮称でございますが、松島町震災復興官民連携検討会議を設置して調査を進めていくこととしております。

説明内容は以上でございます。

続きまして、歳入です。

15款2項5目東日本大震災復興交付金に関連して、第6回配分の内容について配付させていただいております歳入資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の1枚目です。第6回申請におきまして採択となり、事業費の配分を受けた事業の一覧。2枚目のA3判図面が配分事業の位置図となっております。

第6回の申請内容につきましては、6月14日の議会全員協議会においてご説明いたしました内容で、復興まちづくり拠点施設、避難道路、災害公営住宅、復興まちづくり支援施設の事業費のほか、事業費の変更を伴わない避難施設と備蓄倉庫の位置及び規模の変更など、11事業について5月21日に申請をし、6月25日の交付可能額通知において9事業のうち根廻磯崎線関連道路2事業を除き、国土交通省所管の変更5事業、新規2事業の7事業が採択されました。事業費は5億1,443万4,000円、交付金額が3億9,587万円の配分を受けております。

なお、避難施設と備蓄倉庫の位置及び規模の変更についても、変更申請のとおり承認されて

おります。

まず、N o. 1、松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業について説明をさせていただきます。

事業位置図では、図面中央左側になります。この事業につきましては、松島地区の陽徳院隣接地に避難所を兼ねた備蓄資機材倉庫を整備するもので、今回建築施工監理費、建築及び外構に係る工事費として、申請どおり事業費1億1,168万4,000円、交付金8,376万3,000円の配分を受けたものでございます。

N o. 2、手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業についてでございます。

事業位置図では、図面右側になります。この事業につきましては、手樽地区早川の旧手樽生活センターの敷地に避難所を兼ねた備蓄資機材倉庫を整備するもので、今回建築施工監理費、建築及び外構に係る工事費として、申請どおり事業費1億1,704万円、交付金8,778万円の配分を受けたものでございます。

N o. 3、町道上竹谷・高城線外道路整備事業についてでございます。事業位置図では、図面中央部になります。この事業につきましては、12路線の整備について既に採択を受けておりますが、変更・追加として磯崎土樋合の蟹松団地北側の町道から蟹松団地高台に上る歩行系の避難路整備と、同じく磯崎土樋合のローソン付近の磯崎第2踏切を拡幅整備するもので、今回避難路整備に係る測量設計費、工事費として申請どおり事業費8,480万円、交付金として6,572万円の配分を受けております。

N o. 4、復興まちづくり支援施設整備事業でございます。事業位置図では、図面左下になります。

この事業につきましては、西行戻しの松公園内の旧パノラマハウスを解体し、復興まちづくり支援施設として整備するもので、今回、旧パノラマハウスの解体事業費として申請どおり事業費1,470万円、交付金で980万円の配分を受けております。

N o. 5、災害公営住宅整備事業についてでございます。事業位置図では、図面中央になります。

この事業につきましては、整備計画地を動伝地区から磯崎美映の丘地区に変更し、災害公営住宅12戸を整備するもので、今回住宅の用地費として事業費7,320万円、交付金で6,405万円の配分を受けております。

N o. 6、普賢堂外避難路整備事業についてでございます。事業位置図では、図面中央になります。

この事業につきましては、新規事業として松島地区国道45号センチュリーホテル寮及び普賢堂交差点の交差点の2カ所を起点として、下記のうち児童公園付近と東京モータース前を通り、高台の町道高城・松島線までの区間を避難路として整備するもので、今回測量設計費として申請どおり事業費1,601万円、交付金1,200万7,000円の配分を受けております。

No. 7、高城・磯崎地区避難路整備事業についてでございます。事業位置図は図面中央になります。

この事業につきましては、新規事業として高城・磯崎地区の避難路5路線の整備と、高城町駅南側の磯崎第一踏切を拡幅整備するものです。このうち、高城地区の避難路として1路線目が大山ふとん店の南側で、高城川沿い町道から七十七銀行前の県道に至るまでの区間約75メートル、2路線目が石巻商工信用組合南側で、高城川沿い町道から勝新堂前の町道に至るまでの区間約115メートル、3路線目が勝新堂と鈴憲商店の間の区間約80メートル、4路線目が松島高校西側グラウンド南側沿いの区間約165メートル、磯崎地区の避難路として県道沿い赤間水産協から稲荷神社前を通り、高城町駅南側の磯崎第一踏切までの区間480メートルの一部を拡幅整備するもので、いずれの路線も6メートル幅員で計画しており、今回5路線の測量設計費と踏切拡幅の測量設計費及び工事費として申請どおり事業費9,700万円、交付金7,275万円の配分を受けたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 私のほうから、災害公営住宅整備費につきまして補足説明をさせていただきます。

災害公営住宅につきましては、第4回の復興交付金事業で愛宕の動伝地区として災害公営住宅建設12戸が認められ、復興庁から予算配分を受けておりました。建築可能前提であります動伝地区への道路、都市計画道路根廻・磯崎線及び愛宕団地への取り付け道路が採択されませんでしたので、予算化を見送っておりました。愛宕団地への急こう配である現況の道路では開発許可基準に合致しておりませんので、建築許可が下りない状況ということでございます。これまで復興庁とも協議を進めてまいりましたが、道路については難しいというお話がありましたので、やむを得ず動伝地区から場所を移さざるを得ないということでございます。災害公営住宅の趣旨からいって、いつまでも時間をかけることはできませんので、動伝の12戸の建設を今現在進めている華園、美映の丘の40戸とあわせて進めた方が時間をかけずにできると判断をいたしました。美映の丘を中心に土地を購入し、設計、工事等についてこれまでと同様、宮城県

と協定を結び進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 6ページにあります3款1項2目障害者福祉費、障害者自立支援給付費等の負担金の返還金について説明をさせていただきます。資料により説明をさせていただきますと思います。

今回のこの補正予算の理由につきましては、障害者自立支援給付事業につきまして、国から2分の1、県から4分の1の負担金等の交付を受けて実施しております。平成23年度分について、当該年度に概算交付を受け、翌24年に給付額に基づき実績報告を行い、交付額の確定後、既に交付を受け入れた額が確定額を超える分は返還することになりますが、そのために返還にかかる補正予算を行い、納入通知書により納付するところ、事務処理の対応をしなかったために、24年度中に支払いができず、今回補正を行うものでございます。

資料の2ページ、そして本日追加して配付させていただきました資料により、これまでの経過を時系列により報告させていただきます。

今回の返還金につきましては、国及び県へ返還金が生じております。説明につきましては、国への申請書、報告書の内容で説明させていただきます。

平成23年5月30日、国庫負担金交付申請書を厚生労働省へ提出し、その年の11月25日に変更申請を行い、平成24年2月22日に交付変更が決定されました。平成24年の6月22日に事業実績報告書を厚生労働省へ提出し、この時点で国への返還額が見込まれたわけでございます。本来なら、この金額により24年の12月に補正予算を計上し、翌年3月に確定通知を受け、5月末日まで返還することになっております。

それでは、本日の追加資料により説明をさせていただきます。事務処理の内容となります。

平成25年3月22日、県障害福祉課から負担金の返還についてのメールが来ておりました。そのメールの帳票を出力されなかったことによって、班内の回覧が行われませんでした。また、3月25日に交付額決定通知書及び納入通知書を収受いたしました。その処理について、机の上においたまま内容を確認せずにそのまま放置しておりました。さらに、4月26日にメールが来ておりましたが、その帳票も出力がなされていない状態だった。そして、6月19日に督促状が町に届きまして、担当者から報告を受け、平成23年度分の負担金が返還されていないことがわかった次第でございます。その後、副町長に報告し、副町長から町長に連絡していただき、協議をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、教育委員会に関しましての補正予算の資料について説明をさせていただきたいと思います。

主要事業説明資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

今回の事業名といたしまして、松島中学校屋内運動場環境整備事業ということで、この環境整備事業につきましては、多目的グラウンドの整備と、それから屋外運動場の照明設備の整備ということで、この2点につきまして文科省のほうに要望をしておったところでございます。これにつきまして、このたび文部科学省のほうから内定通知をいただきましたことに基づきまして、このグラウンドに対して照明灯を設置するものでございます。

添付してあります平面図を使って説明させていただきたいと思います。

今現在、屋外運動場の多目的グラウンドということで全天候ゴムチップ系の透水性舗装によるグラウンドの整備をしておるところでございます。これにあわせまして、照明灯を丸で囲んでありますけれども、4基コンクリート柱を設置し、照明灯を設置します。1,000ワットの電球が12個、それから、隣接いたします駐車場を照らすために250キロワットの照明灯2基、これを設置するものでございます。これによりまして、冬場でも、日の沈んだ時間帯でも子供たちがクラブ活動でも使えるということ、それから、体育の事業でもこれによりまして整備が整うことによりまして、グラウンドが使えないときでもここで簡単な体育の運動ができるということで、子供たちの利便性に充てたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

早速ですが、質疑に入ります。質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 14番片山です。

今回の補正予算、議案第76号の一般会計補正予算について若干伺いいたします。

今回の補正予算等については、震災復興絡みの予算でありまして、本当に地方当局の努力には敬意を表するところであります。しかしながら、町長は3月定例議会で不断、絶えることなく行政改革や交付金など支援制度の活用とあらゆる手法を駆使して財源の確保等、全力を尽くすと所信で述べていますが、その中で、今回の6ページ3款民生費1項社会福祉費の障害者自立支援給付金の返還と賠償金、国・県への事務処理の対応によって今回発生したというふうに言われておりました。そして、先ほどの説明の中では、今後このようなことのないように十分に注意をして事務処理に当たっていくからということでの町長の陳謝があったわけですが、この事務処理の対応について町長にもう一度問います。本当にこの対応でよかったのか。

また、一般財源からの支出でありますから、今後の財政見直しについても、復興に伴う一般財源等もあるわけでありますので、今後の財政見直し等についても伺います。1回目終わります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず初めに、一般財源から支出ということなんですけれども、これは国と県から23年度に余計もらったということですから、その分を返すということですから、年度を越してますから一般財源という形にはなっていますけれども、国費、県費がここでいえば1,561万4,000円、その分が実際余計もらったということなので、形は一般財源ということになっていますけれども。ですから、財調から取り崩ししていますけれども、実際は財調に積んでる分を出したということなので、一般財源からということでは財政そのものの収支とかそれとは関係ないということであります。

あと、このチェック体制そのものというのは、実際、今までですと平成18年、17年度の起債の償還のとき、このような同じ事例が発生しております。平成17年に、本当は償還金で起債を返すべきだったということで、不備がこのように同じように漏れて、次の年になってしまったという不備があったと。そのときに事務改善の中でチェック体制、トリプルでチェックをしましょうと、担当者、班長、課長ということでやっていました。それに伴って、その以後は間違いがないということなので、これもそういうチェック体制を万全にすべきだったということなので、それで進めるということで担当課のほうには指示しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） これは、一度入って歳入されて、一般財源から直接出すものではないという、最初もらって決済して、残った分を払うんだというふうな処理だと思うんですが、この返還金等について、返還金の中での賠償金34万円ですか、これも交付金の中で処理するということになるのですか。ですから、この賠償金等については一般財源から支出するのではないんですか。その辺を伺います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私は23節のほうの説明をしました。22節34万円、当然これは議会の議決をいただいて、次の日に払えば延滞金が発生すると。ずっと払わなければ34万円が何百万とか何千万円になりますけれども、議決をいただいて、明日返すということで、それは当然一般財源、町民の税金のほうからということになります。先ほど申し上げたのは23節のほうは余計もらったので、その分を返すということで、22節のほうは当然、片山議員がおっしゃるとおり一般財源からということになります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、この対応について今職員の不手際があったということですが、職員に対しての、どう対応しているんですか、これも。管理職等の責任等については問われないのでしょうか。どうお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 管理職、対象になるのは当時の課長、あと当時の班長、あと当然当時の担当者ということになります。あと、現在の町民福祉課長も実際は19日に報告を受けたということになれば、19日は定例議会の最終日ということなので、すぐ私のほうに連絡をいただければ、当然追加提案とかそういう出せるということは、定例議会が終わった後に報告をいただいたということなので、報告の遅延ということもあります。ですから、今申し上げた方々が、職員の分限懲戒審査会のほうで、来週の曜日に開かれますけれども、この4人の方々が対象になるということで審査を受けてどういう方向になるかということで今の流れとなっております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） その辺につきましては、19日に分限委員会を開くということですが、十分にこの辺は住民感情を踏まえた、やっぱりきちんとした対応をすべきだろうと、そのように思うわけであります。そしてまた、今回の町当局の処理の不備の問題で、一般住民の貴重な税金の一部の支出でなるわけなんです。本当、これでいいのかと私は思うんです。例えば一般住民の納税意識についてもどうお考えですか。一般財源からこのような不手際の中で出す段階で検討をするということですがね、4名の方のこれからの、月曜日に分限委員会にかかるということですが、この辺について一般住民の納税意識についてどうお考えなのか町長にお伺いするわけであります。

また、町長がね3月議会でも当初の施政方針に若干異なるのではないですかね、言っていることとやっていることが、4カ月前にも、まだ4カ月しかかっていないわけですね。重みはどう本当に思うんですか。この辺をね、貴重なやっぱり税金を使うのでありますから、4カ月前にも補正、3月議会でもいろんな面で補正合ったわけであります。その中でも一部修正等もあったり、それから先日の補正では取り下げという問題もあったり、今回ちょっと続き過ぎているのではないかなと、このように思うわけであります。この辺について町当局の監理者としての考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおり、最近こういったミスが立て続けに起こっておるとい

うことをございまして、大変申しわけないというふうに思っております。当然、その町民の方々に対しては申しわけないというふうに思っております。起こったことについてしっかりと責任をとりつつ、また今後、そういったミスが起こらないようにしっかりと組織を締めていくということが必要かというふうに思っております。私も肝に銘じて努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） まあ、その辺を十分に考えていただいでですね、しかなる処置をとっていただきたいというふうに思います。私一番心配しているのは、やっぱり一般住民の貴重な税金の一部を支出すると、そして納税意識が私下がるのではないかなと思うんです。それだけでなく、徴収率が問題になり、あらゆる税収が伸びていない状況の中でこのようなことがあつては決していけないことだと私は思っているわけでありまして。この辺についての措置等について、十分に踏まえた上で進んでもらうことをまず望みます。そして、今回の場合は、一番の問題は、この議会の中で問題視すること自身が私はおかしいと思っているんです。今、町全体が震災復興が一番最重点で進んでいるわけでありまして、そんな中で職員の意識の高揚を強めるのが一番大切な時期であつて、このような補正の中での内容を審議するなんていうのは私は大変、本当に住民に対して申しわけないと、私自身もそう思ってますよ。今回のような補正は、二度とこのような事がないように、行政に強く取り組んでもらうことをまず、この件については望んでおきます。

次に、2番目に入らせていただきます。

8ページ6項4目の災害公営住宅整備費であります。先ほど説明を受けたわけでありまして、愛宕動伝住宅の町有地から建設計画をね、民有地の整備に変更に伴う用地購入費であります。資料によりますと計画地については本当に詳細に示されているわけですね。場所等、敷地等についても。この辺について事前に地権者と協議は済まされていたのでしょうか。また、この候補地を検討したのかを含め、これまでの経緯について先ほど説明を受けたのですが、実際にこういう問題等が、ここの場所に建てるということであれば、議会にももう少し早めに知らせてもよかったのではないかなというふうに思いますし、また、最初から民有地でも私よかったのではないかなというふうにも今思っているところでもあります。ですから、この辺についてもう一度お伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 美映の丘につきましては、情報がこれまで何人かの地権者と一応お

話している中で、情報をいただいておりますので、それらの情報に基づきましてここが可能だろうというふうに考えております。それから、一番最初に愛宕に一応途中で考えたという部分につきましては、前にもご説明はしているんですけども、ちょっと学ばれていないようですけども、根廻・磯崎線ですね、その延伸ということもありまして、愛宕地区を選択して一応取り組んできたということが経過がございますので、最初からこっちというわけにはなかなか、それも兼ねてということでの計画で、何とか根廻・磯崎線の工事費ですね、確保したいということがありまして、あわせてという考えがございまして、一応愛宕を使ったらいいんでないかという考えでございましたので、それがなかなか成就しなかったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、今愛宕動伝住宅から、町有地から今度は民有地に行った時点で、もう既にこの資料を見ますとかなり具体的に場所まで示されているわけでありますよね。この件について、本当にもう事前に協議をされて、同意を得たものと私は思うんですが、この辺について伺います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 事前に口頭では説明をしておりますけれども、予算が一応予算化されておきませんので、その段階でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） でも、予算化されていないという割には、本当に12戸分の詳細な位置までこういうふうに出ているということは、事前協議されていたのではないかなと私は思うんです。やって悪いというわけではないのかもしれませんが、実際に議会にももっと詳しく事前に説明してもよかったのではないかなと、このように思うわけであります。

そしてですね、ここを決める前にもっと他の候補地などを考えはしなかったんでしょうか。町のバランスを考えた場所の選定等について考えては見なかったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまで、一番最初に40戸つくる場合も一応お話ししてはるんですけども、団地としての今後の管理の中になりますけれども、あちこちばらばら点在されると、町の管理も一応なかなかちょっと大変になるということもありまして、1つは華園団地ということで1団地ですね、それから、基本的に美映の丘団地ということで、華園17戸、こちらに、美映の丘に35戸になりますけれども、最終的にですね、そういった形での管理の中で一応進めていきたいという考えございまして、1団地としての考え方ありますので、管理上そういった

形というのが一番ベターだろうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますとね、私はバランスを考えて町有地の今の愛宕団地に建てるというのは、町のバランスを考え、また道路、都市計画道路からの進路があってつくるといふような考えで進めて申請をされたということで、これを変更になったということであるわけですが、私はもっと町のバランスを考えて場所の選定があつてよかつたのではないかなど。公有地の施設の建設ですから、調整区域でも十分に建てられるのではないかなど私は思うんです。松島町には7つのJRの駅があつて、この沿線沿いに建てる場所だつて私は十分にあつたのではないかなど思うんです。例えば、北松島地区だつても空き地は十分にあつて、あの辺だつても十分に私は立地条件としてはすばらしい場所ではなかつたのかなど、そういうことも検討をされなかつたのでしょうか、伺います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 前から、議会からも言われておりまして、全体の中で先ほど言ったように、今回早く進めたいという部分と、団地形成する中での一応管理をしていきたいという考えございまして、今後あと、ことし住宅管理計画ということもございまして、今後どうするか大きくですね、災害公営住宅は災害公営住宅として華園、美映の丘という形で、まず解決して進めた方が早いだろうという考えでございまして、そういった考えで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 今ね、課長が住宅管理計画をもとにというふうな話をされていますけど、担当課は住宅でき上がって、規格でき上がって、でき上がったものを管理するのが担当課だといって、私たち所管で住宅管理どうなってるんだと言ったら、でき上がったものを管理するのが私たちの管理だと言って、またそういうふうな面を、住宅管理を管理計画で考えていきたいということなのですか。ちょっと食い違ってるんじゃないですかね。その辺についてね、もっと具体的に今後の公有地、今の場所選定について私は町のバランスを考えた場所の選定が一番望ましかつたのではないかなど、そのように思うので、事前にこういうものを議会にもっと流すべきではなかつたんですか。議会軽視につながりませんか、この辺について。地権者に対して説明しているということで、私たちには後からということでもありますので、もう少しこの辺については詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） その前に、一部ですね、災害公営住宅というのは、今までの町営住宅とは違った点があると。それは、スピード感をもって住宅形成をしなきゃないということがありますので、基本的にはスピード感を持って建てるとなれば、市街化調整区域ではなくて市街化区域が望ましいという形なので、第一候補としてあそこの団地形成の中の一部のところが大暫定で町では進んでいたというところがあります。ですから、基本的に、じゃあ市街化調整区域の駅が7つあるとか、そこは最初には考えて進めたわけではございません。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） これは緊急性を要するというので、災害公営住宅を建設というのは一番住民に対してはありがたい大切なことであります。しかしながら、最初は運動公園の下を通った都市計画道路のところの愛宕に整備を計画をしたというくらいの計画を立てているわけですから、私は町のバランスを考えた場所の選定があつてしかるべきでなかったかと私は思うんですよ。それが最初から急ぐために市街化区域でなければだめだということであるならばですよ、今愛宕のあそこの団地、昔の愛宕の団地そのものは調整区域でしょう。そういうことを含めた場合、この問題はもっとバランスを考えた場所の選定でもよかったと私はそう思いました。しかしながら、今の答弁ですと、民有地でなくて美映の丘に集中したほうが早くつくられるということではありますが、この件について、そうだとすれば最初から民有地でよかったんじゃないんですか。あえて遠回りする必要はなかったんだと私は思うわけです。ですから、私思うのには、思いつきで何か進めているような気もしないとも思われるんです。例えば、中央公民館の脇に当初の第4次ですか、5次ですか、申請のときにも、中央公民館の脇に磯崎高城地区の避難所建設等の申請も出されたという経緯もあるわけですよ。ですから、その都度何か私は一貫したものがないのではないかと、そのように思うわけですよ。ですから、今回の建設場所等については、もっとやっぱり大きい町のバランスを考えた場所の選定が望ましかったんだろうと、そういうふうに思うわけではありますが、最後にもう一度そこを聞いて終わらせます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと整理して答えさせていただきたいと思います。

一等最初に国、復興庁のほうから災害公営住宅の場所、建設事業についてというふうな話があったときに、確かに町内でバランスと。例えば、そのおっしゃるように品井沼あたりとか、高城の町の中でどうかというふうなこともありました。我々内部でもそういう話も最初出したんですが、まずこれ復興庁のほうからの指摘というか、条件というものがございまして、市街化区域の中ですぐ建てられる場所だと、まず、そういうのが絶対条件というわけではないんで

すが、基本的な条件としてあったわけなんです。それで、とすると、やはり調整区域の今の状態で何でもないところと。宅地として整備がされていないところについては、これは認めていただけないであろうというふうに判断をいたしまして、現在宅地として整備をして、売り出せる状態になっているようなところが一番の候補地として国から認められるところであろうということで、美映の丘、またはその華園とかということで、場所をいろいろ探していたわけです。その中で、今度はその愛宕団地はどうなのかということですが、愛宕団地についてはこれまで町営住宅があったということでございますので、基本的には調整区域であってもそのまま建てられるという場所なんです。ただ、宅地の形状ですね、道路の形状とか宅地の形状とかが細切れ、細い、小さいところになっておりますので、造成等はかかるであろうというふうには想定されましたが、それと同時に根廻・磯崎線の整備というものがあまして、根廻・磯崎線を政部するための理由としてこちらに災害公営住宅もありますよという、そういうセットで出すということでもって道路の整備、公営住宅の整備が同時にできるのではないかとというふうに判断をして、そちらのほうも候補に挙げておいたんですが、ただ、根廻・磯崎線については、何度復興庁のほうにお願いしてもなかなかつけていただけなくて、今回も落とされているわけで、こちらについては別な手法でやらざるを得ないのかなというふうに何段をいたしました。こちらのほうにあまり引っぱり張られますと、災害公営住宅の建設が遅れますので、そういう意味では愛宕住宅というのもこの場合はあきらめて、もっと可能性のあるところにしたらいけないかというふうな流れの中で今回のこのご提案ということになっているわけです。ですから、調整区域、ちょっと基本的には交付金が認められるのは極めて難しい状況であるというのが一方にあって、そして後は道路が整備される目途が今のところたっていないというようなところから今回の措置になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 終わるつもりだったんですが、そうすると、市街化区域が優先されたということになるわけですね。そうすると、愛宕に都市計画道路をつくってですね、あそこに侵入路をつくって計画をたてたということについては、昔あそこに住宅があったから建てられるんですよ、道路さえ整備すれば建てられるんですよというふうな考えのもとで申請をされたということですが、じゃあ町長、この復興住宅なんていうのは大体27年ごろまでの完成で、もうあと1年ちょっとで入居しなくちゃいけないという、切羽詰まっているわけですね、この災害復興住宅等についてはですね。そうなったときに、当初、さき戻りますけど、もし都市

計画道路が本当に27年度ごろまで申請したときにできるという確約等というか、申請して予算がおりたらできる可能性はあったのでしょうか。その辺について伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 都市計画道路の整備については、1年、2年ではできないわけですが、こういったものが認められるときに、基本的に道路があるのかなのかと、少なくともその計画されているのかどうなのか、計画実現性があるのかどうなのかというのがポイントになるわけですね。ですから、例えば認められたと仮定した場合ですね、今回はだめだったわけですが、その場合は、道路はいついつまでできますよと。それから、それまでの間こちらの道路を暫定的に使いますよというような形でもって認められることは十分可能であるというふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） まあ、そういうことを含めて、今回の災害公営住宅等の整備については、いち早く整備をしてもらうことをまず望んで私の質問は終わります。

○議長（櫻井公一君） ただいま質疑中でございますが、ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

片山議員の質疑が終わりましたので、次に質疑を求めます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） では、重複しないように、障害者福祉費からいきます。

私も町長のほうから適当な報告をされるのではないのかと心配をしまして、情報開示請求をしたんですよ。そしたら、こういうのが出てきたんですね、最初にはこれしか出てこない。この報告しかですね。報告が事実と相違するような報告をしないでほしいというふうなのが大きな眼目にありましたので、情報開示請求をしたので、この同じものについてですね。まあ、そしたらこれが出てきたので、これ一番最初にお聞きします。督促状がこの事務処理の何で、「督促状があったことを副町長から町長に報告、あわせて関係職員と今後の対応について協議した」と、24日です。それ、協議した内容は何なんですか。この延滞金の損害賠償を職員に求めるというようなことまで相談しているんですか。まず1つそれお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 延滞金そのものを職員に求めるということではなくて、すぐ、あつてはならないことをびっくりしたと、督促状が町に来たということで、あり得ないことということで、じゃあすぐ返さなきゃない、じゃあ返すためにどのような措置がいいかと、そちらのほうの協議でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今後、職員に損害賠償を求めるというふうな考え方がないですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今現在はそこまでは考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） というのはね、延滞金というのは大体遅延賠償金のようなものなんですよ。そして、たまたまね、ここのところに書いてるんですが、こんなもの書くこと自体がおかしいんです。電子メール、追加交付の何が来た、それから通知があった、担当者が机の上においたままそのまま内容を確認しないでそのままにしていたとかですね、こんなの出したら笑われますよ、住民から見たら。いいですか。

それから、福祉班の対応として電子メールを出力しなかったとか、督促状を発送したことを連絡しなかったとかですね、こんなことをね、大体考えられないでしょう。この額はですね、5月の出納閉鎖まで全部わかるわけでしょう。去年の5月に返さなきゃないという額も確定するわけでしょう。23年度のやつですから。24年の5月31日の出納閉鎖までに確定しなきゃないわけですよ。確定したとき既に払わなきゃないんだということをみんな確認をしなければならぬ、そういうふうなもの全くしないんですか。しなかったんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 言われるとおり、私も聞いてびっくりしたと。これは、あつてはならない。通常であればこの障害者関係であれば、多くもらってれば次の年に返さなきゃない、少なければもらわなきゃないということで、通常の業務ということでもあります。じゃあ、担当者が初めてかというところも違ふと、実際長年この事務に携わってきた方ということがあるので、メールそのもの、今は、現在というのは文章もですけども、メールでやり取りするということで、尾口議員が言われるとおり考えられないことということで、私もこんなことあるのかなということがありました。確かにそういう状況もあつて今回の形になったと。大変申しわけないと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 考えられないことが現実には起きているわけでありますから。そうすると、考えられる方法としては、職員なり町長、副町長も含めてですよ、損害賠償は自分たちが負担をしなければならないという考え方にならなければならないのではないかと。まず、町民に負担を求めるのはおかしいでしょう、こんなもので処理してない。そうしてその分を皆町民に負担を求めると、こんなことはおかしくないですか、町長。おかしくありませんか。あなたも負担をしなければならない。松島町のトップですから。いいですか、株主に損害を与えないような方法を考えなければならない。そういうふうなことを検討しなかったらばおかしくないですか。まず、そこのところをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 返還金の処理について、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、それもありますけれども、今現在は、今現在考えているのはもう返すのが優先と、それは当然ですけれども、返さなきゃない。それを今最初頭にあったということでございます。ただ、今後、月曜日以降ですね、審査会等があるというそういうの流れの中で、じゃあこれの責任の取り方と。一般財源、先ほどの34万円ですね、これに対しての職員も含めてですね、町長も含めてのお金の流れと、それをどうするかというのは今後の流れの中で出てくるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これで補正出してるわけですから、補正出すときに考えなきゃないんですか。補正出す前にそういうふうな事案が出た、あつてはならないような、住民から見たら笑われる、給料もらってる人がやることでないと、こういうふうな状況の中でね、34万円も出さなきゃない、だとすればどうするのかと。補正するときには既にそういうふうな話を相談しなければならないのではないかと、こういうように思うわけですが、そういうことは一切まだされていない。最終的には何もしないで終わると、こういうことになるんだと思うんです、今までの例からいってですよ。こんなことあつては、それこそならないと、私は思うわけであります。いいですか。そして、こいつ出てきたときにね、一番最初に私ら議案と一緒にもらったとき、こんな県との意思の疎通ができないような役場なのかと。大橋町政はそうなのかと私思って質問しようと思ってたの。そしてこいつもらってすぐ開示請求をした。まあ、そんなことを隠されては困ると、こういうふうにして開示請求したら、こいなのが出てきた。こんなものね、給料もらってる人の仕事でないですよ。みずから負担をしなければならないような問題だと思っておりますが、その辺まで含めてですよ、十分検討をして、これは何ですか、職員の懲戒審査会かけたら、ほかの役所はみんな公表してるわけでしょう。公表しないのにおかし

いんでないかと新聞に出てくるわけですが、公表しますか、これは。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） これは、公表そのものは昔から同じようにある程度の基準以上になれば公表するというので、今までもそういう形でやっていることなので、該当になれば内規の中でこれは公表しなきゃないというのがありますから、その中でなれば公表と。要するに、当然マスコミのほうに公表ということになるかと思えます。ですから、うやむやにすると、賠償金34万円の負担もうやむやにすることではなくて、それも厳正に進めていくということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） この事案は、公表する事案になりませんか。何にあるんでしょう、懲戒審査会にかけるのがどうだこうだというのあるわけでしょう。そうしたときに、これはなりませんか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、この事案とか数値とか見ても、なる可能性は大きいと。多分なるであろうと。審査会はまだ開かれていないのがありますけれども、事例としてはなるのかなとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は、その開示請求をしてるもんですから、関連する一切のものというふうなことでありますので、名前は伏せるんだと思うんですが、これも出していただけるものと思っているわけでありまして。いいですか、間違いなくそういうふうな措置をしていただきたいと。

それから、この皆さん、私も一緒にもらったわけでありまして、この事業費の負担割合というのが出てきているわけでありまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1、これは負担金なんですか。まず1つお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） これは事業費によって国庫補助金とは県補助金でなくて、国が当然負担すべきものということで負担金という歳入の中で名称があるということで負担金。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、この認定等の事務費はこの国庫負担金の中には入らないんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 障害者程度区分認定事務費補助金につきましては、給付費、国庫負担金の中に一応含まれていると。（「負担金の中に含まれてるんですか」の声あり）負担金の中に事務費が入っております。ということで、これは要項で定められていまして、国では障害者自立支援給付費等国庫負担金というふうな言い方になっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、こいつは補助金でなく負担金ですか。私がもらった資料に補助金となっているんですが、補助金なんですか、負担金なんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この中では補助金というふうな明記されていまして、負担金の中で補助金が示されているという内容になっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、負担金というのは法令または契約に基づいて国また地方公共団体に対して負担をしなければならない経費だと、こう言ってるわけですよ。補助金というのはね、反対給付を受けるもの、交付を受けた相手方から利益を受けるもの、こいつが補助金なんだよと言っているわけですよ。だから聞いているわけです。担当課長ならそこまで、こういうの出してるわけでありますから、負担金なのか補助金なのか、負担金と補助金じゃまるっきり性格が違うんですよ。違うのをどう判断しているんですかというふうな内容まで含めて聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 国のほうからの通知によりまして、この障害者自立支援給付費と国庫負担についてということで通達が24年4月9日にありまして、その中の国庫負担に係る支援給付に係る部分は項目的にはいろいろあるんですが、その中で障害者程度区分認定等事業費補助金というものが、これが我々といたしましては負担金として消防事務組合に支出をして、その件数によって国から補助金としていただくことになるんですが、それで、この中で一括して一応国の国庫負担の中でその補助金が一応請求というふうな内容になっている。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） いいですか、あのね、負担金なのか補助金なのかって聞いているんですよ。この障害者自立支援給付事業、この法律、支援法に基づいて負担をしなければならない。その負担をしなければならないのは負担金なんだよと、こういうことでしょうか。だから、この2番

目にある23年度障害程度区分認定事業補助金と、こういうふうなのは補助金なんですか、負担金なんですか。国は負担しなければならぬのであれば負担金でしょう。補助金ですか。補助金ならね、23年度の決算書見てみなさいよ。負担金の中に入っているんですよ、こいつ。だったら23年度の決算書の説明書嘘ではないですか。見たでしょう、23年度の決算書。決算書にはね、この自立支援国庫負担金と、国庫補助金が二つ一緒になって、いいですか、6,967万5,000円として負担金に入っているんですよ。そうすると事実と違うんじゃないですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっと尾口議員お待ちください。答弁すぐさせます。

阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 国への申請の内容につきましては、障害者自立支援給付国庫負担金、その調書の中で、区分としては障害者自立支援給付費負担金、そしてこの障害者程度区分認定等事務費ということで、これは補助金となりまして、これを合わせた形で申請をしているという形にはなっているんです、内容については。それで負担金。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、申請とか何とか、私らは見せられないのですから申請だの何だのとは関係ないです。負担金なのか補助金なのかという、補助金と負担金っていうのは、こういうのは性質が違うんですよ。性質が違うわけでしょう、負担金と補助金は。負担金というのは絶対出さなきゃいけないものだ。補助金というのは必ずしも出さなくたっていいんだというようにことでしょう。そうすると、1件当たりで事務費はくるんだよと、こういうふうになっているのかですね。どういうふうになってるんですかって聞いてるんですよ、私。

○議長（櫻井公一君） それではですね、負担金と補助金の整理をつけさせますので、暫時休憩をとります。議員の皆様は議員控室。再開を11時40分。

午前11時31分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁ができるということでございますので、答弁を求めます。

高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 資料のほうの延滞金の横長の、このそのものが名称の誤りとかそれもありました。申しわけございません。ここの上ですね、平成23年度障害者自立支援給付費等負担金等返還金及び延滞金ということで、1番目が国分、それで国庫負担金、その下に事務費補助金とありますけれども、実際この2つを合わせて数値をここにつくらなきゃなかったとい

うことです。下の補助金は補助金としてということで、ここを事務費補助金のところを分けてしまったと、あえて。ということがありますので、あくまでも負担すべきものと。尾口議員さんが言われるとおりに、そういう形ということなので、そのこのところ資料申しわけございませんけれども、2つ合わせた数値で差しかえをお願いしたいと思います。

- 議長（櫻井公一君） それでは、ここで資料差しかえということもございますので、ここで昼食休憩に入りたいと思います。昼食休憩中に資料の差しかえをし、尾口議員の質疑を再開したいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり） それでは、そのようにいたします。再開を1時といたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

- 議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

議案第76号の平成23年度障害者自立支援給付費等の負担金等の返還についての資料に誤りがありましたので、差しかえの資料を皆様のお手元に配付しております。資料の訂正箇所について執行部より説明をさせます。阿部町民福祉課長。

- 町民福祉課長（阿部利夫君） 資料の訂正をお願いいたしました。

先ほど説明いたしました事務費補助金につきましては、この平成23年障害者自立支援給付費等国庫負担金というふうなところで合算をさせていただき、合計額は相違ございません。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 資料についての説明が終わりました。

それでは、休憩前に引き続き尾口議員の質疑を受けます。尾口議員。

- 9番（尾口慶悦君） さっき副町長が説明されたわけですが、最初から私もそういうふうになるだろうと。これは、23年度の決算書を見ながら、そういうふうな答えを期待をしているわけですよ。それも期待に応えられなかったと。勉強不足を露呈したと、こういうふうなことで町長はいいですか。町長も聞いてくださいよ。あなたが一番のトップですからね。その辺ははっきりしててもらわないと困るわけでありませう。

それから、いつまでもこいつ話してたんでもうまくないもんですから、前に進めますが、この返還金の延滞金ですね、延滞金はどんな計算の根拠があるんですか。国庫出納金の延滞金か何かの徴収に関する何かあるのかどうかですね。

- 議長（櫻井公一君） 高平副町長。

- 副町長（高平功悦君） まず、国に関しては補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律、それに基づいて国のほうはなっております。県のほうは、県税外延滞金条例、それに関して率等を計算されているということで、この数値が先ほど差しかえになった下に延滞金は返還金の納付日をあした、19日として計算ということで、これは県にも担当が出向いて、この数値でということで直接話を聞いて進んでいるということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） これの根拠になった日にちはいつですか。
- 議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（阿部利夫君） 国におきましては、納期が5月31日ということで、そこから計算をしているところでございます。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） ちょっと待ってください。5月31日というのは25年の5月ですか。
- 議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（阿部利夫君） はい、25年の5月31日でございます。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） それから間違いはないんですか。
- 議長（櫻井公一君） 高平副町長。
- 副町長（高平功悦君） 先ほど差しかえのところの表の納付期限という欄がありますけれども、国費であれば25年5月31日、あと県であれば25年3月29日、25年4月11日となっておりますけれども、要するにこの日まで納めないとなれば、次の日からということがなります。ですから、国と県は違う。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） 督促状が出ても同じですか、延滞金の額は。
- 議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。
- 財務課長（舘山 滋君） 基本的に延滞金は、納付期日の翌日から発生するものでございます。督促状というのはあくまでも未納になっていますよと、それでいつまで納めてくださいということで通知するものでございます。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） だからね、通知を受けたのが3月25日でしょう。机の上に置いたまま返納通知を町で受け取ったと。その返納通知を受けた、そしていつまで払えというふうな何かあつ

たんですか、この何では。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） その前に、先ほどの延滞金の話ですけれども、適正化に関する法律の第19条の第2項で規定がありまして、納期日の翌日から納付の日までを日数に応じてという規定がありますので、延滞金の計算の式は、始まりの日は納期日の翌日ということになります。

それから、今のご指摘のご質問に関しましては、国のほうはいつまで納めなさいという指定期日は督促に書いてありませんでしたが、県のほうは書いてありました。その日に関しましては、県のほうは指定納入期日が6月24日という指定で来てございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 県のほうは6月24日だと、指定期日ですね。それを納めなければあとは延滞金と、こういうことですか。片っぽうは、国のほうは納期限の翌日からだというんだ、3月25日返納通知が役場にきたと。返納通知ですね。その日から、そうすると延滞金発生するんだとすれば、今さっき答弁したこととちょっと変わる、おかしいんでないですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 先ほど延滞金の初めの式、いつから計算するかというのはあくまでも納期限の翌日からです。それから、今私が答えた指定期日というのは、督促状にいつまで納めなさいよという指定期日です。それ、何のために書くかという、その指定期日まで納めなかったら、差し押さえとかそういう行為に移りますよというための、強制というんですか、何ていうんですか、ちょっと強い表現をするためにあえて期日を指定してくると、その日でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、今もう一回確認すると、この後からもらった通知によると、3月25日に交付額確定通知書及び納入通知書を町で収受したと、受け取ったと。その納入をなさよといった日にちはいつなんだといったら、県の場合は6月24日だと、こういうことになるんですか。3月25日に納入通知書よこして、納めなさいよと納入指定をしたわけですね。そうすると、いつから延滞金の対象になるんですかというふうなことを聞いてるわけです。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 説明の仕方がちょっと不十分だったのかなと思いますけれども、延滞金はあくまでも納期日の翌日から計算入ります。それで、先ほどの指定期日というのは、納めないもんですから、国のほうとか県のほうでもいつまで納めなさいよという督促を発してき

たわけなんです。その督促の中に6月14日まで納めてくださいという指定がなされてきていると。その指定日が超えてしまうと、先ほど言いましたけれども、差し押さえとか、そういうちょっと強い手段のほうに打って出ますよという日にちでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、この延滞金の計算した根拠は、明日納めるということでしょう。そうするとその根拠はあるわけでしょう、計算してたの。これ出してくださいよ。いつからいつまでで何ぼだと。こういうことがあるわけでしょう。私はなんで今要求しているのかというとですね……。

○議長（櫻井公一君） ちょっと今答弁するのにですね、計算式を今ちょっと確認をしておりますので。答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほど差しかえた表の中の事務費のところ、ちょっと入ったやつのはすぐ今コピーで出せますけれども、別々に計算していたものですから、それでしたらすぐコピーで出します。（「そこに書いてあるんじゃ、ちょっと読んで」の声あり）

じゃあ、先ほどの差しかえの資料の上の返還金1,035万3,103円に対しては、納期限が5月31日ということなので、次の6月1日からということになります。ですから、49日間で、利率が10.95%です。次の生活支援事業補助金、返還金6万8,000円に対しては、同じ計算式で49日間、利率が10.95でございます。次、別の欄にあって、県の分です。返還金515万8,052円、これは県のほうで31日分、これが4.3%です。あと、81日分、これが14.6%です。合わせて延滞金が18万5,900円。一番下の3万3,794円、これは端数処理になりますので延滞金は実際発生しないということになっております。なぜ県のほうが分かれているかということ、町税と同じように最初の1カ月分というのは年4.3%、以後は14.6%になるということで、そのような形で分かれています。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、今のこの出された数値、これについての資料を出してくださいよ。今何してるんだから出るわけでしょう。なぜこれを私が要求するかというと、誰が責任をとるんだというふうなことを、私最初に言ったわけでありましたが、町が職員なり何なりに返還を求めなければ、私は住民の監査請求しようと思ってるんですよ。その資料に使うんです。いいですか。そこまで考えてるんですよ。でなければ、住民の代表として議会で議論する意味がないんですよ。役場に言われたの「ああ、いいですよ、いいですよ」と言ったら、批判監視機能を果たさないわけですよ。そんなもんですから、今申し上げてるので、この根拠も一緒

に出してください。さっき副町長が言いましたね、国は予算執行のどうのこうのということによって、この10.95%のやつがあるんだと思うんです、数字としてね。あとは県のやつは4.3%の14.6%のこの根拠も一緒に出してください。

○議長（櫻井公一君） 議長として、資料は今副町長が答弁、数字を申し上げましたので、後ほど資料として後で配付するようにいたします。

質疑を続けます。

○9番（尾口慶悦君） それでは、これはこの辺にしまして、それから、保健センターの災害関係の7ページですか、老人福祉ですか、要支援者支援システム業務委託料を出しているわけですが、要支援者の登録台帳とかですね、マップをつくと、こういうふうなことで予算を計上しているわけでありましたが、この間、議会報告会でも出てるんでありますが、役場の災害の担当者がいると、だけどさっぱり機能していないんでないかと、機能していないよと。役場は、執行部はですよ、こちら側、議員側からみるとですね、担当者はいるんだけども担当者が町外から来てるのがいっぱいだから、というふうなことも言っているわけですよ、私らはね。そうすると、機能本当にするのかと。こういうマップつくったり、要支援者台帳をつくって、どういうふうにしようとしてるんですか、この福祉の関係は。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回これは、紙ベースからパソコンに住宅地図とかでそのところを開くと台帳とか出てくるというシステムを構築しようと思っています。じゃあ、これを活用どのようにするかというと、議会報告会、私も地元行政として、すぐ地域に動けないと。東日本大震災であればなおさらだったということがあるので、これは災害関係の法律も改正になって、この開示を、情報を民生委員とか地域の方々にも出せるというのが6月の参議院通ってなるということなので、そういう方々に活用するというのは今後の変化というか、考え方が変わっていく方法であります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、民生委員とかね、地域の人たちというけれども、この人たちが守るのは隣の人とかね、そういう人たちなんですよ。民生委員さんね、自分の受け持ちブロックみんな歩いてね、そうしてるうちに死んでしまいますよ。津波なんかきたら。だから、そうしたときに自主防災なり何なり、そういうふうなのを活用しながら自主防災も一生懸命やると言ってもさっぱりできないわけでしょう、松島町全部が。だから、そういうふうなものをしないと、これはただ国から金もらうからやったんだと、「おら一生懸命やったんだけど、

そいつうまくなかったおんね」と、これで終わってしまうのではないかと。こういう心配をしているんですよ。自主防災だってそうでしょう。隣の家わかんないわけですから。自主防災あるところは一生懸命になってね、「どなただ、どなただ」ってやるんですが、後は知らないわけです。うちのほうなんかもう町営住宅五十何戸もあるわけですから。そうすると、「あそここの家にいたんだべかな」と、こういうふうになってるんです、今。そして自主防災もできない、つくってほしいというようなことを私は行政委員さんにも言っているんだけどもつからない、つくれない。役場からも余り積極的にこない。こういうふうな状況だと思うんですよ。そういう中でね、どんどん、どんどん、こういうのばかり進んでいく。進んでもさっぱりしない。防災マップだってあいつ見てね、そのとおりにやってる人なんかいないでしょう、恐らく。どこでも見てないんだ、あいつ。そうしたときにね、こういうふうなもの自主防災組織と一緒にしなければどうにも進まない。1人の命でも守られるような体制をつくらなければならないわけですよ。そういうふうな体制が役場内でできていないんでないかと。この間の、だから東日本大震災で、そいつがはっきりわかったわけでしょう。だれも来ていないわけですから、地域に担当者が。来てましたか。後からの地震のときだって、津波情報が出てしばらくたってから来る。これではね、本当に津波来たら死んでしまいますよ。そういうふうな中でこいつをつくるって言うてるんだから、そういうふうな本気になってつくるような体制をとるのかどうかと、まず。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員おっしゃるとおりでございまして、震災のときに役場の職員が全て各避難所に手当てできるということは不可能でございまして、基本的には地域で自助、共助、近所というような話もあるようございましてけれども、そういうもので地域を助けていく、支援していくと変わっていくということにならざるを得ないということございまして、その趣旨で国のほうも考えて、その個人情報等のいろんな問題ありますが、そこのところを乗り越えてですね、新しいこういうシステムでいこうということございまして。ですから、それに乗かって我々松島町もこれまでも名簿というのはあったことはあった。前の議会でもね、ご質問あってお答えしている部分があるんですが、名簿ありましたが、その活用についてはまだまだ不自由なところがあったわけですが、それを名簿の仕組みについてもっと整備された形で、コンピューター上で管理できるとか、そういった新しい仕組みにを使って、そしてかつ、それを区長さん、民生委員さん、そして自主防災組織の方々に出して、それを平時からやっていただくというようなことでないと実際に危ないそういう震災ないしは災害のその日、

当日には間に合わないわけですよ。それについては平時からちゃんとできるような形での仕組みづくりというのもこの中に入っておりますので。なお、地域でいろいろなそういう活動をしたり、また輪を広げたりするときには、その地区選出の議員さん方のお助けも必要で、というふうに思っておりますので、ぜひ、その辺もご理解、ご協力方お願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長の話はわかるわけですがね、2年4カ月たって、自主防災組織何ぼ進みました。それと同じなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員はさっぱり進んでいないのではないかとということでご心配のようですけども、役場で元消防署の職員を職員として採用いたしまして、自主防災組織の増強を図るということで作業をしております。その中で、その自主防災組織の組織率というのもじりじりと上がっているということでございますので、一遍でばんと100%に近くというのはなかなか難しいことでございますけれども、しっかりとそういった働きをしていくということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうわけで、本当にやってもらいたい。これは絶対に必要なんです。だから、自主防災とかと一緒にね、民生委員も一緒に入って、その自主防災、私のほうないからですが、民生委員さんとか何とか一緒にやるときはないんですよ、私らのほうなんか。だから、一生懸命になってそういうふうに話しかけても乗らないんですよ。行政側がもう少し積極的にやれば乗るのではないかと私思いながら行政員さんに働きかけているんですよ。そういうふうな地域もあるもんでね、ただ国から来るからかっこいいのつくって、そして投げておくと、防災学校も同じだと思うんですね。そういうふうなことのないようにしてほしいと、こいつは要望にしておきたいと思えます。

それからですね、災害公営住宅、これも重複しないように質問したいと思うんですが、愛宕からあっちに行ったら、磯崎に行ったら。そして、こういうふうな内容のところに入ると、こういうようなことですが、これは何ですか、区画整理組合の保留地ですか。民地もあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 区画整理組合はもう既に一応解散という形になっておりますので、全

て一応、基本的には民地ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 完全に民地ですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 完全に民地でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、この額は、民地と協議しなければ出てこない額だと思うんですが、この額はその地権者を集めて提示をした額ですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そういうことはしておりません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、今から交渉すると。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 正式にはこれから交渉していくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、さっきも片山議員質問してるんですが、ここに、図面に図示しているわけでありましたが、これはあなたの家、買収、売ってもらわなければなるかもしれないということだけで、それ以上の何は入っていかないと、こういうことですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に、これ以外の土地というのはもう家が張りつくという形で、余っているのが、失礼ですけど、余っているのがこれくらいという形でございます。

いい方は悪かったんですけども、売買契約がほかの人の成立している分は、以外の部分が一応これくらいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、この土地を売らないということになれば、また別の場所を探すというようなことですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 結果的にそうなるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 単価は全部同じですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまでの売買契約の実例がございますので、それを参考に一応予算を組んでおります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 愛宕から変わった5月21日に申請して、6月14日に議会には愛宕から変わったということは提示されたわけではありますが、極めて住宅管理計画からいってもですね、あっちだめなんだらこっちなんだよ、こっちだめなんだたらそっちなんだよというようなことでね、極めてその曖昧な設定の仕方で、さらに、この議会をどう思ってもらえるのかというのは私、うんと疑問なんです。議会に1回出して、ここのところやるよと、こういうこと言ったらですね、道路つけかえの何が認められなかったら、後で町でつけかえしてもあの土地に、愛宕に本当はすべきだったのではないかと、こう思うわけです。そして、もし、そういうことが不可能で、磯崎に行くんだら、5月から1カ月もあるわけでしょう。この中でね、議会なんか町長に呼ばれていろんなところに出てるんですよ、議員たち、皆。そいつなのにね、議会も開かないし、開く時間ないんだというふうなことでは済まされないと思うんですよ。だから、もう少しですね、議会を重視してほしいと。あまり軽視しないでほしいと、こういうふうに思います。いいですか、町長、そういうふうなことを申し上げておきたいわけであります。

それからですね、次にいきます。安心・安全なまちづくり基盤整備事業とかですね、道路、どんどん、どんどん出てくる、こういうふうなものであります、町の都市計画が変わるわけでしょう。災害の避難場所とか何とかも駐車場にして、そうしてくると都市計画変わるんだとすれば都市計画審議会なり何なりにね、そういうふうな、私を都市計画審議会の委員にさせてもらって、出されてくるのは終わったやつで、報告みたいなやつで終わってしまうわけです。

「皆さんにご審議いただきます」で審議するのはいんですよ、今までしてきて。そして、終わったやつをですね、図示したやつで見せられて、そして「はいはい」って報酬もらって帰ってくるんですよ。こういうふうなことが都市計画なのかなと。都市計画というのは、町を変えるね、都市計画条例はね、そこまで言っていないんですよ、条例の中では。ただ、会を会長が招集するんだとかですね、あとはその庶務は企画調整課でやるんだとか、そういうふうなところで終わってしまっているわけ。そうするとね、都市計画審議会というのは何なんだべなど。それにも全然何しない。町はどんどん変わっていく。どんどん変わるわけでしょう。松島の町はもうこの災害を機に、まちづくりだ、さあ何だっというのでどんどん変わってしまったわけでしょう。そいつ都市計画審議委員会さんたちは全然わかんないわけです。まあ、わかんないか

らかえっていいのかもしれないけれどもですね、執行者から見れば。ただ、それではね、おかしいような気が。そして、都市計画審議会もことしは6回やりますよといったの、まだ1回しかしていないわけでしょう。今からどんどんやっていくんだかもしれないですが。だから、そこからいくと、都市計画審議会に審議を依頼しなくてもですね、こういうふうなもので、こういうふうなことをやっていって、こういうふうなまちづくりになるんだというふうなものを提示するなり何なりですね、そういうふうなものが必要なんではないのかなと、こう思うわけですが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井規格調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 非常に反省すべきところもあるんですが、震災復興計画そのものが都市計画審議会でご説明申し上げてはいません。それが原因ではないんですけれども、震災復興のこの事業、今度こうなりますよ、ああなりますよという話はまだしておりません。それで、今設計を進めております。規模、それから中身等についても整理をし始めておりますので、この辺については都市計画審議会の中で審議をいただく、そしてご意見をいただくというようなやり方をすべきであるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 補足なんですけれども、都市計画審議会というのは、都市計画決定すべき事項というのがありますね、道路であったり、公園であったり、都市計画決定すべき事項についてお諮りするというのが原則でございます、当然ご説明ということで、今回の震災復興計画の避難道路等についてはすべきところではありますけれども、都市計画審議会の審議事項では基本的にはないということをご理解いただきたいと思っております。

また、総合計画の委員会がございまして、そちらのほうにはご説明必要かと思っておりますけれども、ご記憶でしょうかね、震災復興ですね、復興計画をつくる委員会というの基本的には総合計画審議会のメンバーについて説明をして、その中でのご意見を伺ったうえでの計画でございますので、確かに組織としては違う組織ではございますけれども、しかるべき委員会にお話をし、そこでいただいたご意見を基にして震災復興計画をつくっているということでございますので、基本的には情報として入っているし、お話もいただいているのかなというふうに思っております。

それで、あとは、最後に1つですけれども、今回の震災復興計画の中身については、都市計画道路とは公園とかそういった大きな交通体系、それから土地利用体系を大きく変えるという都市計画的に変えるというよりは、震災に対しての避難路、避難施設、避難所ですね、そうい

ったものをどういうふうにするかというふうな計画で成り立っていて、それでお金を数百億円もらっているわけですが、それについては、都市計画の骨格をいじくっているわけではなくて、それを部分的に、例えば災害路であれば広くしたりするとか、そういったことのさぎょうでございますので、都市計画とすり合っていないということではなくて、その都市計画前の状態として、インフラ、それから箱ものですかね、そういったものの不足分について手当てしているということをご理解いただければなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、私も都市計画やったんですよ。だから、都市計画審議会のね、審議にさせるのは諮問して答申してもらおうと、これしか仕事ないんですよ、いいですか。だから、都市計画事業として認定されている道路を認定を変更するとか、それぐらいしかないんですよ。そうするとね、私ら都市計画審議会第1回目に出たときに、ことしは6回もやりますよとね、何回もやりますよとこういうふうに言っているわけですよ。審議するのがないんですよ、実際は。そうするとね、開く必要がないんですよ、そういうことからいくと。都市計画審議会なんていうのは何年に1回しか開くことないんですよ。それも、ある程度確定した、確定するような状況になってから開かれると、諮問ですから。こういうふうな道路どうですかとかですね、こういうふうな都市公園施設をつくるのにどうするんですかとか、こういうことになるの。そうするとね、町長が言っているのと担当者考えているのと違うわけですよ。私だから言っているわけです。諮問する事項がないんだらば、しなかったらいいんじゃないですか。そうだと思うんですよ。1万円でも2万円でもですね、町費を使わない、そういうふうなもの必要だと思うんですよ、私は。じゃぶじゃぶと金余ってるから使うように使うのが行政でないんですよ。そういうふうなことから言っても、私はおかしいのではないかと。都市計画変わるわけですよ、上幡谷だってあんなに大きな何を開発をしていってね、将来はあそこ150ヘクタールかなんかをみんなやるわけでしょう。そうすると、松島の都市計画は完全に変わるわけですよ。だから、そういうふうなものね、想定されるのであればそういうふうなことについて意見を求めるとかですね、そういうふうなのが絶対的に必要だ。「俺たちやってんだからね、俺たちしてんの間違いはないんだ」ではだめなんですよ。だから町民の意見なり、有識者の意見を聞きなさいということが都市計画の大きな目標なんですよ。そういうふうなことから言っても、十分都市計画審議会の活用もされたいと。私もね、委員にさせてもらって、皆さんに報告も何もできないんですよ。どうすんのやって言ったって、どうもなにも、「諮問されたの答申するのだけが俺の係だ」って言ってられないんですよ。そういうふうなことでありますから、その辺も十分に考

えて対応していただきたい。議事録見てもらうとわかるんですよ。まあ、片山議員と私、委員にさせてもらって行っているわけですが、意見もまとめられているんですよ、会長さんからですね。そういうふうなこともあるもんですから、ひとつ間違いのないように処理していただきたい、こういうふうに思います。

最後に、障害者福祉については、十分な対応をしてほしいと。その対応次第では監査請求をして、そしてとことんやるというふうなことだけは申し上げておきたい。

それで、最後に1つだけ、間違いがないというんだと思うんでありますが、延滞金をね、こういうふうな役場の職員が事務ミスで、何もしないで来たのをぶん投げててやった、こういうふうなのに町の公金を支払うことに問題はないのかと。本人に請求なり何なりをしないで、支払うことに問題はないのかと、こういうふうなことだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、公金横領とかそういうのであればいろいろ裁判とか、いろいろ新聞とか賑わしていますけれども、今回はこれと趣旨が違っているということで、職員がそれに対して弁償して、それをこれに充てるということではないということで、先ほど申し上げましたけど、それで間違いはないのかということですけども、それはこの形で間違いはないということに進んでおります。そういう形で補正予算を計上したところでございます。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、資料で事項別明細書の2ページですか、震災復興特別交付税ということで来ているんですが、これは被災地における被災している被災している事業いろいろあるわけですけど、その部分での100%国負担でね、事業を進めるということでの考え方の中で来ている部分というふうに思うんですが、これは100%来てるものなのかどうかね、そのところを1点確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 来てます、ということです。ただし、先ほど来問題だった公営住宅ありますけども、あれに関しては家賃収入が入るということもありますので、それ見合いの部分は起債で借りるということにはなっています。他の部分に関しては原則的には来ています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 来てるといえるか、そうすると、今回のこの1億1,951万3,000円というのは、何の部分で来ているやつなんですかね。中身、具体的にわかるんですか、これ。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 最後には、国から県、県から町のほうに調査が来ます、何々やったということで、その実績を出しますので、それに基づいてまず満額来ているという状態でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ですからね、だとすれば、今来ている事業というのは今までやった分の何に対して100%来ているということになるのか。実績に基づいて来るわけでしょう。そうすると、これまでの事業の何に対して100%充填されているのかということをお聞きしたい。何の事業になってるのか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 交付金事業に関して来ていますので、そのものにね、いろんな事業がありますので、それぞれに来ているということです。

あと、それから、減免とかかけている部分ありますので、それはそれで来ます。それは、普通の事業とかに本当の一般財源化として使っています。具体的に個別の事業名と言われても、ちょっと申しわけございませんけれども、今ここではわかりません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いや、100%来ていると確信持つて言うので、であれば当然何々の事業で従来幾ら来ていた分の不足額を100%いくら埋めているんだよと、こういう考え方になるべきでないかと思うので、100%ということであればね、どの事業で今回この分が補填されているのかと。何の事業で補填されているのかと。例えば、町税等々の減収の分で幾らとかね、それで100%幾らあるとか、復興事業の関係で足りない分で埋めているのが幾らだよと、それぞれ事業幾らだというのがあってはいませんか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 大枠で数字的なものとかそれは全部拾っていますけれども、大変申しわけございませんけれども、一つ一つの事業に関して、これに関しては、A事業に関しては幾らで幾らのものが来ているという確認はしていませんけれども、ただ、総枠としてこちら側で実績として出したものに関して来ているものですから、100%来ているという、ちょっと抽象的な回答で申しわけございませんけれども、そう理解しています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。まあ、私は井勘定好きなので、井勘定といえば井勘定ね、総枠で何ぼやったから足んない分何ぼやるよと、そういうことになっているということで、

100%というのはそれでいいのかどうかというのはちょっと疑問な感じがしますが、まあ、わかりました、一応説明的にはね。

それでは、次ですね、5ページ、6ページの復興まちづくり拠点施設整備事業ですか、これ、まあ、1つは陽徳院のところに拠点施設をおつくりになるということで、図面も示していただいているんですが、1つは、これ平面図だけなのでね、ちょっと立面図がないので、高さですね、基礎高がどのくらいになるのかというのがよく見えていないので、津波浸水地域ではないので、そんなに地域から外れていますよね、これ見るとね。外れているので基礎高はそんなに必要ないのかなという気はするんですが、一応階段ついてまして、倉庫に上ったり下ったりできるよになっているとかあるので、この辺の状況をですね、どのくらいの基礎高になっているのか。それから、この倉庫・機材・避難スペースというのは、その階段を上っていくのかですね、この図面を見るとよくわかんないですよ。トイレもどの高さなのか、これは地盤と同じ高さなのか、この階段を上ってからの高さなのかよくわからないので、その辺のちょっと説明をしていただきたいなと思いました。

それから、倉庫に入るべき資材等々についてはどんなふうな検討がされているのか、地域のいろんな雑多なものが最後には入っていたなんてことにならないようにするべきではないかと主言うので、そういったものについて避難施設としてより充実する上でね、どういったものが考えているのかということについてお聞きをしたいと思います。

その後のまちづくり拠点施設も同じようなところがございますので、両方同じようにご説明いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 現在、基礎高については50センチを考えてございます。

あと、防災資機材倉庫には車での出入りもできるように、そこには段差は設けてございません。玄関部分だけあと段差を設けて、スロープをつけております。あと、防災資機材の中身でございますが、発電機器とか、あと給水タンク、あと軽トラック等の防災資機材等を考えてございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それでね、避難スペースの階段というのは、そうすると玄関のところからこれは2階に上がる階段という意味だけなんですか。ちょっとね、これ見て私よくわからなかったのですね。ちょっと中の構造について説明してほしいんです。いわゆるトイレや何かは、

言ってみれば基礎高とほぼ同じレベルになって、このUPというのは階段ですよね、これは2階に行くだけの階段なのかですね、ちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 平面図の中身でございますが、玄関と避難スペースにつきましては、ほとんど段差なしで設けております。トイレ等までもそのレベルで持っていております。あと、UPの部分につきましては、2階に上がる階段を想定でございます。以上でございます。

あと、2階につきましても、避難スペースにつきましては、大きいほうにつきましてはフローリングを考えてございますし、小さいほうの避難スペースについては和室と申しますか、畳敷きを考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それで、結局のところこの避難スペースなんですが、収容的にはどのぐらいになるのでしょうか。この地域、何人ぐらいいて、どのぐらいの人の収容ということを見込んでいるのか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 一時的避難ということで、地区の方で特に要援護者等で遠距離まで避難するのが大変な方ということで、避難者150人で1人当たり1.65平米で算出しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

次に、復興官民連携事業調査ですか、こういうのがあるということで、あまり具体的によく見えてこないんですけども、このいただいた資料を見ますと、海岸地域ということで、避難場所、避難施設の利用方についてということになるのかなと思うんですが、勝手に想像すると、私などは石田沢にしろ三十刈の避難場所にしろ、駐車場にならざるを得ないのかなと、こんなふうに思うんですね、それ以外の避難施設について利用するのかというのは頭をひねらないとちょっと思いつかないという感じもあるんですが、わざわざ予算をとって考えるほどのものなのかなというような気もするんですよ、私は。もう駐車場なら駐車場で最初からいいんじゃないかと。それを誰がじゃあやるのかということは確かにありますけれども、それだってわざわざ2,000万円もかけてね、考えなくちゃいけないようなことなのか。まあ、コンサルタント会社に2,000万円上げるような話になってしまうんでないかという気がするんですが、

その辺どうなのでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今回の業務の最大の目的ということなんですけれども、まず、復興交付金事業で、結構多くの箱物ができます。本来、復興交付金事業でつくる本来の目的というのが有事の際の避難施設ということなんですけれども、いつ来るかわからないためだけの1つの単一目的で建てるというわけにもいきませんし、この辺は国土交通省のほうでもこの補助金の創設したという背景には、やはり平時の利用、せっかく国費を投じてつくった施設を平時に有効活用してもらいたいという背景があつてですね、その辺の問題意識を持った自治体に対して補助をするという補助制度にうちのほうで提案して、今回の採択を受けたという経緯でございます。

それで、例えば石田沢、駐車場だけではなくて、避難施設としての箱物もこれから整備されます。あとは、観瀾亭の通称分室といっていた施設も避難施設としてこれから整備をします。そういったところを松島の最大の産業であります観光の復興と、あとさらなる発展、これに民活を導入して、復興交付金事業でできた施設を活用しながら民活もさらに入れて、いかなる活性化ができるかと。はっきり、ちょっと今の時点ではまだ明確な目標をご説明するということまではいきませんが、そういった部分の可能性を今回の業務を通して探っていきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 多分駐車場は駐車場にしか私はある意味ならないなと思うんですね。むしろこれは無料で提供するのか、有料にするのかということがむしろ問題になるのかなと思いますし、まあ、避難施設というお話ありました、これからつくるといふことなので、それは避難施設としてつくるといふことの上に乗って、さらにあれなんですかそうすると、その避難施設をつくる場合には、この連携調査を行ったうえで、例えば石田沢なり三十刈のところの道の駅のようなものも併設できるような記念施設を考えるとかですね、そういうことになるのかどうかですね、その辺はどうなのでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） ただいま今野議員に言っていただきましたけれども、まさしくそういったイメージで、道の駅は交付金事業で道の駅をつくりたいといつても最初から採択になりませんので、ただ、活用できる範囲の中で最大限そういった商業的な活用も検討していきたいということ考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました、何となくイメージができ上がってきつつあります。

次にいきます。

パノラマハウスですか、復興まちづくり支援事業のパノラマハウス建てかえなんですけど、これは解体後の考え方はどういうふう考えているのかですね。当然、新たにつくると、こういうことになるんだろうとは思いますが、利活用方法ですね、どう考えているのか、もう1回今の時点での考え方をお示しいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回は解体で予算計上しましたけれども、今設計をしています。ただ、今までは普通財産という形で貸し出しはしていましたが、今回交付金が入ることになれば行政財産ということになりますので、まるっきり同じような形にはできないのかなと。じゃあ、具体的にどうかというのは、今はっきりは答えられる状況ではありませんけれども、内部ではいろいろ検討して、財産そのものは普通財産から行財に変わるということになれば、貸し出しの形態も同じようにはできないであろうと。ただ、役所であそこを管理するのがいいかどうかというのがちょっと問題があると。できるかなということがあるので、そこはある程度第三者が入って管理をしてもらうという形になるかと思いますが、具体的にどうだと言われると、今答えられる段階にはまだなっていないというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） これから壊して、建てて、ということなんでしょうけれども、建て方だっているいろいろあるしね。ただ、町で例えば建てるにしても、今お話にあった、例えば三十刈、石田沢の避難施設、こういうものもあるし、松島にはあと観瀾亭等々ですね、町としてはできれば民間ということも考えている節があるようにも見えないわけではないんですが、そういったものを含めて、この震災以降にこうした町の建物についての考え方というのは、先ほどあった連携調査の中で、一連のものとして調査することになるんですか。そうするとパノラマなんかも入るんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応、官民連携、先ほどの事業の中でも入ります、パノラマも分室もですね。ただ、ここの中に入らない分で全体に言われたところも考えなきゃいけないというのは、内部では打ち合わせをポジションごとにはしておりますけれども、あと、内部でやったやつと、これと、絡めて進めなければならない。今野議員が言われるとおり、避難所、場所もふえる、

あと施設ですね、そのものも次々ふえていくということになれば、管理の体制というのは非常に重要なのかなと思いますので、この調査とあわせて進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 次いきます。

上竹谷・高城線外道路整備事業ということで、12路線始まっているわけではありますが、そのうちの磯崎第二踏切ですね、用地買収ということであるんですが、これ、用地買収というのはどこのものなんですか。また、個人なのか、JRなのか、その辺について教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 踏切を除く部分でございまして、近い部分で一番後ろに第二踏切の図面ありますけれども、6メートルに足りない部分がございますので、その部分をということでございます。全線のほうは全線のほうでやるんですけれども、この部分の影響範囲、踏切工事に影響範囲ということで、暫定的な面積と金額という形ですけれども、そういった部分で一応挙げているというところがございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 土地の所有関係について教えてほしかったんです。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 個人所有の部分でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 今ひとつ場所がよくわからないんですが、元々あった道路との関係でね、どうするんだろうなと。近いところに道路が2本できるのかなという、例えば高城枝線1号ですか、とか、こういう道路が関係をしているなと。町の道路の計画ということで言ったときに、こういう道路が本当に必要なんだろうかと。現道を広げるのには金かかるので別のところという考え方なのかもしれませんけれども、非常に形状としてどうなんだろうなというふうな気がして、見ているんですが、できれば現道拡幅しながら進むということが必要なのかなという気がするんですがいかがでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今野さん言われたように、今の家どけてなので、広げるというと相当の金額かかりますので、今、大分復興庁とも6回目の協議ということでなってきた、コスト削減と同じ効果があるんだったら一応できるだけ経費の少ないほうということで、そちらを選択してくださいという話ですので、我々も一応悩みましたけれども、これが一応経費の節減に

近づいてくるということで認められたというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 役場なんかはまちづくりの観点から見たときに、県道をまっすぐに引っ張ったらいいでないのと、こういうことでここは解体をして、仮庁舎を建ててやっていくということになったわけでしょう。そういう考え方からいくとね、どうもまちづくりというふう考えたときに、こういう道路のつくり方というのはどうなんだろうなとやっぱり疑問を持つわけですよ。私らもまちづくりの観点からいったら、道路まっすぐのほうがいいということで、しょうがないんじゃないの、いいんじゃないのと、庁舎の解体についても同意をしてきた経緯もありますしね、そういう点からいくと、何でここに2本ね、細い道路と太い道路と続けてつくるのかと。これこそまちづくりという点からいったらどうなんだろうなという気がして見たもんですからね。確かに経費の側面はあるかとは思いますが、こうやってクランクになればなるほどね、避難路としてはあまり好ましくないと思うんですね、やっぱりね。避難路としてつくるのであれば、できるだけ通行しやすいようにということになるんだと思うので、根廻・磯崎線は一生懸命頑張って、6回頑張ってくれたと。ここは何回頑張ったかわかりませんが、そういう意味ではね、本当にまちづくりと言いつつ、そこになかなかかなう状況になっていないんじゃないかという気がするんですが、もう1回その辺お願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この路線のほかに、いろいろと住宅地が壊れて、もう更地になっている部分というのも挙げているんですけれども、この中で一応、重要な建物と言ったら失礼ですけれども、これだったら認めてもいいよという中で、復興庁が認めていただいたという部分と、何回かこれまでも一応復興庁とも話しをして、枝線なので当初は好きなように予算の範囲内でやってくださいという話があったんですけれども、実際はだんだんに時間がたっていく中ではそうならなかったというなかで、これだけは最低限これまでの協議があるので認めましょうということで、これ以上はだめだよみたいな話もありますので、これを一応、若干曲がりますけれども、6メートルで一応計画できますので、いまですと3メートルぐらいしかないという状況ですので、家も建てられないということもありますので、6メートルができ上がれば一応そちらを町道に兼ねてということもできますので、そうしますとつながるという形になってきますので、こちらを選択して、一応協議をして、復興庁から予算をいただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと答弁がすり合っていないような感じなので、私から補足説明させていただきます。

高城枝1号線のことですか。こちらについては、本来であれば現道拡幅というのが望ましいんですけども、これも先ほどちょっと話出ました、地権者はどうなんだということで、地権者と正式な交渉をしているわけではないんですが、ざっと、当然その周辺を整備するに当たっては、意向打診とかというふうなことで当たっているわけですが、どうも思わしくないというようなことがありますて、しからば、このところを今のままでいいのかというと、必ずしもやっぱりそうでもなくて、事故が起こりそうなところがございますので、やっぱりいるであろうと。そうすると、クランク状にはなりますが、幅の広い道路を1本つけてやることで、その現道を通る方が少なくなれば事故の削減にもつながるのではないかとということでございます。

あと、全体的なお話をさせていただければ、今の高城の町で櫛の歯が抜けたようになっていというふうに皆様方表現されるところがたくさんあります。私としては、高城の町は道路1本にぶら下がる短冊のような形で枝線が1つもないような状況は、避難上もよくないし、また土地の利活用をする、例えば古家があつて解体して、誰か売りたいというふうなお話が出たときに、来ていただければいいんですが、そういうときにでもそういうインフラの整備が不十分なために来ていただけない部分もあるのではないかなということで、できればくしの歯になって空いているところについては、公共的な土地利用をするために、道路とか、公園とか、駐車場とか、そのために全て買ってやったらいいのではないかとというふうなのがスタートでございました。ところが、交付金のお話をする中で、それも震災と直接関係ないでしょうみたいなお話をされまして、どんどん、どんどん、削られていって、今残っているのがこの部分ということでございます。しかし、これだけでいいのかというと、まだちょっと私としては不十分なところもありますて、高城のもっと北側のほうですね、そちらのほうだってやっぱり利便性、それから防災上もいるのではないかとというふうなことを考えておりますので、国からの交付金はこれまででしたけれども、ここから何とかならないかというふうなことで、今考えているところです。状況が許せば何本かやはりこういう枝線をつくって、そこに道路として、または駐車場として、または広場として使えるようなまちづくりをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員、ちょっと質疑中でございますけれども、ここで若干休憩を入れたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、休憩をとりたいと思います。再開を2時20分といたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野議員の質疑を受けます。今野議員。

○16番（今野 章君） 高城のこの町の中の道路の件でございますけれども、町長が言うお話もわかります。私はもともと根廻・磯崎線をつくること自体がどうなのという考え方で、ここに示されているような高城の町の中の道路、もう少しきちんと整備をすべきだったんだと、昔からそう言ってるんですよ。そして、高城の美映の丘であれ、華園であれ、夕陽が丘であれ、そういう団地の方々が町にきちんと、そういう道路を通じて来て、買い物ができるような状況をつくるということがね、本来先だったんじゃないのかということをお願いして来ているんですが、どうも根廻・磯崎線のほうにだけ力が入ってですね、向こうの整備、整備ということできて、町内、町の中の道路の整備というのがね、遅れているということだというふうに思っていますので、先ほど都市計画の話も出ましたけど、改めてそういう点では高城の町の中の、なかなか細い道路あるわけですよ。それこそ6メートルにもならない箇所がいっぱいあるわけですから、そういう場所を今後この復興交付金の事業にも入れるのかどうかわかりませんが、ぜひまちづくりの観点の中で、そういったものを実現をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

あと、今のお話で、復興交付金という事業ということで、まだまだ申請できるんでしょうか。もうこれそろそろ終わりなのかですね、その辺ちょっと確認をさせてください。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 復興庁と常に打ち合わせしながら事業推進を図っているという中で、松島町の復興事業の柱としておりました避難路、避難場所、避難施設につきまして、想定避難者数をほぼカバーできるレベルに達したということで、とりあえず新規は今回、第6回が最後ということに位置づけられております。今後につきましては、既採択事業の設計業務、今盛んにいろんな事業を設計進めておりますけれども、事業完了までの必要な事業費を要求していくということが主な作業の内容になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そういう意味からいくと、非常に残念かなと。もう少しね、狭い道路が

あるので、そういったところ、この復興事業の中でやれるようだとよかったなというふうであります、非常に残念だなと思います。

次にいきます。次は、先ほど来問題になっている障害者自立支援給付費等負担金等の返還についてということで、ほとんど皆さんお聞きになったのでいいんですが、1つ確認したいのは、メールであるとか、郵便通知であるとか来ますがね、これは一般的に着いたときに開封するものではないのかというふうに思うんですが、長期にわたって開封しないということについては、なぜそういうことになるのか。もしおわかりでしたら教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これについて、メール等、あと3月の二十何日には通知が来ておりまして、職員本人としては23年度の分の給付金については、もう自分でも清算が済んだということの認識があったようなんですね。それで、その部分で見落としをしてしまったということが一番の原因になっています。

さらに、あと、福祉課ではメール、多数の方が一応見れるわけなんですね。そのところもちょっと福祉班の中では、それは徹底されていなかったということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） メールだから開封してなければ開封してないでわかるわけですよ、誰も見ていないということは。それは、長期にそういう状態が続くというのは、日付もついているはずですしね、なぜなのかというのはいまひとつわからないですね。半数の方がもう見られたと、見る事が可能だということなのに、それがなぜそういう状態にいるのかというのがわからないし、例えばメールが着いたと、ここにも出力しないと書いてありますけれども、メールが来たら必ずプリントアウトするんだという、そういう約束事にはなっていないんですか。それは福祉課だけじゃなくて、その他の担当課においても同じ状況が私あるんだろうと思うので、全体としてそういう事務取り扱いというのどうなってるんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本は、今メールの時代なので、民間でもよく、県でもありますけども、その日必ずメールを開くよというのが習慣づけがなくなかったと。当然開いていないのはわかりますから、それをチェックしなかったと。非常にこういうの、ここに恥ずかしい文面で書いてありますけれども、ですからそれを統一するべきというか、もう本当はしなきゃなかったということで、今はもう文書よりもメールでやり取りするのも多いということなので、それを統一して進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 開封するのはいいんですが、これ必ずプリントアウトして、これ保管することになっていませんか、今。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に事務そのものあれですけれども、事前に来るぶんもあります。文書で来ている。ですから、全部が全部プリントアウトではないですけれども、基本的には当然、今いくら時代が進んでも、紙ベースで出さなきゃいけないということなので、それも徹底させたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それで、要は先ほどから問題になっているように、返すべきものは当然返さなくちゃいけないと。これは当たり前の話ですけれども、いわゆる延滞金ですね、この部分についてどうするのかと。これをいわゆる一般の町民の税でお返しをするのかどうかということが1つ問題の焦点になってきているのかなというふうに思うんですが、先ほどから聞いてると、いまひとつ私はすっきりと答え出たのか出てないのかわかんないような気がするので、すっきりともう1回その辺の取扱どう考えていくのかお答えをいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、公金横領とかそういう場合というのは、実際、予算は予算としてとりあえず払ってですね、あとは裁判とかいろんな形で賠償責任をその方からもらうと。懲戒免職とかになった方はそういう形でその分をもらうというのはありますけれども、今回は事務の中で公金を横領したわけではなくて、事務の運営上の支障ということなので、まるっきりイコールではないですけれども、近い形はあるということなんですけれども、じゃあその分を職員からその金額34万円をもらって、それですというものは、必ずそうであるというものははっきり言えないと。だから、今野議員から何かわかんないというのは、そういうところだと思います。ですから、その分で必ずしなきゃいけないのは、さっきから言っている審査会ですね、分限懲戒、その中で責任を明白にすることで、減給になるかどうか。その減給分がこの金額イコール以上になる可能性もあると、管理職もと。実際は、以上になれば50万円以上の減額になる可能性もあると、そういう形のは明白にやります。そういう審査会ではやります。それと別に、責任の所在としてもう一つ金額34万円をというものは、今回は明白に今答えられない状況であります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 言っていることはわからないわけではないんですが、いずれにしても私は、ここにいらっしゃる多くの議員さんの、いわゆる町税を使って延滞金を支出するというだけで終わることについては納得をしないという方がやっぱり多いのではないかなという気がするんですよ。そういう意味ではね、執行部のほうから分限委員会開いてというお話はあるけれど、今のお話だと必ずしもそれはそのことによって補填されるという保証もないと、こういうことになるわけですよ。ですから、その点を、何ていうんですかね、担保するものというのはあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、審査委員会は合議制でやりますから、ここでこうだからとはっきり言えないのは私も苦しいところですけども、今までの中を見ればですね、審査委員会の中では間違いなく、100%というのは、皆さんの委員がいますから、余計なことを私が言ってますね、今度そっちの会議の中で「何だよ」ということはありますけれども、こういう中身であれば、当然減給と。実際は、金額的にはこの延滞金34万円ですけども、それ以上の負担をその方々に伴っていただくのかなとは思いますが。イコール、ちょうど34万円イコールにはならないと思いますけれども、例えば、減額であれば何%の何か月ということになりますから、この金額以上にはなるであろうとしか私は言えないと。多分、絶対なるということになれば何回も言いますが、月曜日の委員会の方々が「決まったことを何でここで開くんだ」ってよく尾口議員さんが言いますが、そういうことがあるのではっきりは言えないというのはそういう、ちょっと苦しい答弁ですけども、そういう形になる。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 分限委員会、今週開けて月曜日ですか、おやりになるということなんですが、これは問題が発覚した時点でね、本来やるべき筋のものだったのではないのかと。遅きに失しているのじゃないのかというのが私1つあるんです。なおかつね、議会運営委員会を開いたときに、そっくりそのまま議案をお返ししたのね。これは、一般会計の議案も含めて、今お話になっているような問題があったので、よく考えて再提出してくださいと、こういうお話しして返しているはずなんです。ですから、今の段階でまた同じもの出てきたなというのは、私非常に残念でしょうがなかったんです。分限委員会も来週の月曜日だと。こういうことだとね、一体執行部何考えてるんだろうと。もっと早い対応はなぜできないのかと。やっぱりこの臨時議会前に、なぜもっと対応できて、すっきりした形で答弁用意ができなかったのかという思いがするんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、言われるとおりの発覚というか、私が見つけたのは6月定例議会のとき、あと町長に次の土日またぎましたから、そのあとすぐということはありませんけれども、実際開けなかったと。何で開けなかったのかというと、実際は返すこと、償還そのもののほうを優先でいろいろ考えていて、担当者のほうに聞き取りとかいろいろする時間もなかったということで、実際は申しわけございませんけれども、臨時議会後の来週の月曜日ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） まあ、申しわけなかったって、だから、先ほど片山委員さんもね、何度もこの間謝罪をされたり何だりしてて、あとは何だろうって、皆さん思わざるを得ないのかなという気がするし、私は非常にそういう意味ではね、何とかやっぱり議会通るのかなというふうに思ってたのかなと、そんなふうにもやっぱり思わざるを得なくなってくるんですよね。非常にそういう点ではもっともこの問題というのは深刻な問題なんだよという捉え方を本当にしてたんだろうかということなんだと思うんですよ。そこいら辺は非常に受け止めとして甘いのではないかというふうな気がするんですね。議運であれだけ言ったんですよ。いろいろほかにも問題あって、そしてこの問題もあってね、そして1週間以上あったわけでしょう。これをちゃんと議論して出してくださいよと、そっくりだから返しますよということにしたわけですよ。それがこの状態ではね、私は納得できないですね、と申し上げて終わりにします。

○議長（櫻井公一君） それでは、次に質疑を受ける前に、先ほど高平副町長と尾口議員との質疑のやり取りで、返還金内訳の資料を説明されましたけど、その資料を皆様方に配付しておりましたのでよろしくお目通し願います。

それでは、他に質疑を受けます。10番色川春夫議員。

○10番（色川晴夫君） 簡単に何点かお尋ねします。

まず、この松島地区の集会施設、それから手樽、出ております。今まで、この復興交付金調査設計費ずっとはいってきました。いよいよこの本題ですね、建物、これが今回から施設が入ってくるというようなことであります。松島の場合、それから手樽の場合ですね、同じ面積で300平米、鉄筋2階建てだということで、まあこの補正額が1億1,100万円ということで、1平米当たり37万2,000円、1坪当たり117万円、非常に鉄筋で一般住宅とか何かから見ても300ですからね、広いので、1坪当たり100万円というようなことであります。この震災の影響で価格が高騰していると、いろんな資材不足だというようなことがありますけれども、これ、震災

前この平米つくったら、やっぱり今かなり高いんでしょうね。だからこういう金額になっているわけでしょうか。私、ちょっと全然素人なもんですから、その辺で聞くんですけども、大体どんなもんなんですか。300平米で1億はかかると。同程度のもの、震災前でも、どうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 松島地区と手樽地区の復興まちづくりの拠点施設ということで、今度建設ベースで予算化させていただきましたが、工事請負費の中につきましては、あと盛り土、重力式擁壁等の、あと外交工事も伴っておりますので、外交工事部分を引きますと、坪大体75万円ぐらいの計算になるのかなというふうに見ておまして、あとこの金額が高いのかどうかという問題がございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、大分資機材、労賃単価がかなり上がっております。それらも見てますが、実際に前に建てた建物、同様の建物、あと今後のふれあいセンターとかを参考にして算出させていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ここから入札でね、入札するでしょうから、ここからまた下がるかもしれませんがね。そこの、この入札なんですけれどもね、やっぱり1億円超すということになります。今、松島でもいろんなところ、海岸でもですね、住宅地、それから店舗兼住宅建っておりますけれども、もう地元の業者さんも仕事これ以上いらぬような感じの中で、何軒かはあるかなと思うんですけれどもね、そういうことで、地元業者、町外業者、いろいろあるかなとは思いますが、これもまた、できたら工事、これ予算できたらもう発注というようなことになると思うんですけれども、できたら地元の業者に取れるような、ひとつご配慮とか何かということを考えていければと思います。

それから、この手樽なんですけれどもね、この間、議会報告かの中でもちょっと議論が出ました。そういうことで、何回か行政員か何かにお話をしていると思いますけれども、やはり全員の方に来ていただければということないと思うんですけど、これは松島もそうなんです、行政員さんとか何人かの地区の人たちがお集まりになっていただいて、これキャッチボールして、どうすっぺ、どうすっぺ、ということで決まってるわけ。当然、手樽もそのような方法でお話をいただいた。ところが、そういう中でね、「こんなの2階建てでなくて平屋建てにしてけるや」とか、そういうことを突如と言われるとね、私たちも非常に困るわけですし、やっぱりまた誤解の面、そういう要望というのがいろいろあるかなと思いますので、ひとつ、お

忙しいとは思いますがけれども、地元の皆さんにそういう広報ですね、ちゃんとしていただければいいかなと百人十色と言います、それぞれ考え方いっぱいあると思いますので、その辺、これ以上は、十人十色です。そういうことで、ひとつよろしくお話を申し上げます。

それから、震災の官民連携事業調査というようなことで、民間活力導入ということがあります。この構成メンバーなんですけれども、後ろに書いてます、2、4、5名、一応観光、漁業、農業、商工、行政関係者、この5名、この業界から何名ずつ、1人ずつ、または何名、民間からは入らないのか。大体会議いつ頃から、何回ぐらい開いてこのようにして、この結論はいつごろまで出すのかと、そういうことをちょっとお話をいただければ。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 委員の構成ですけれども、とりあえず全体で今12名ほど想定しています。農業関係団体から1名、漁業関係者から、あと観光関係者、商工関係者団体、（「もう1回、観光から」の声あり）観光関係者、これはもちろん民間ですけれども、ちょっと人数のほうはまだこれからの検討ということにさせていただきます。あと、商工関係、あと農業関係、あと漁業関係ということです。あと、そのほかに行政側からは関係課から1名ずつという形で攻勢を考えております。（「いつごろから何回ぐらい会合を開くんでしょうか」の声あり）これは、業務委託のほうを契約締結して、コンサルのほうでその辺のコーディネーターもお願いしようという考え方でおります。年内に3回ほど開催したいということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういうことでね、松島にもいっぱいこういうふうにして会議、会議、会議っていっぱいあるわけですよ。それで、今回この公的施設を民間にも使えますよというようなことの会議になるわけですけれども、この海岸ですね、1ページ、グリーンでぐるーっと回されてるやつ、浪打浜から福浦橋と先ほど言いました。福浦島は入らないんですか。福浦島までって先ほど小松さんから言われましたんですけれども、福浦島の島のあそこは入らないんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） とりあえず、今想定しております松島公園エリアというのは、県立都市公園の部分を想定しております。浪打浜公園からグリーン広場、中央広場、あとセンチューリーホテル前をとりあえず想定しているところがございます。（「福浦橋」の声あり）福浦橋は今のところ入れていないということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、景観の話をしている。それから、早稲田大学の先生が今講師になりまして、何回ぐらいというようなことが私非常に興味深くあれ聞いていたんですけどね、一般の学生も、ほかから見た人が松島をどう見るか。地元の人とのキャッチボールしようというようなことも含めてね、そういうことも参考の1つになるのではないのかなと思いますけれども、その辺の提言もあると。それからですね、この公園エリアの2つ丸、青いやつがあります。この大きな丸、これは水族館で解釈していいんですか。水族館で。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） この位置は水族館を想定しています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということになりますと、水族館はもう公表してますね。水族館の部分だけは行くよと。ただ、あそこは、まだ経営者に話を聞くと、引き続きやりたいという意識を持っているみたいですね。ということになると、ここのところをどの程度今経営者の方とお話しているのか。勝手にこっちで絵を描いたんではまずいのではないかなということになりまして、どの辺のお話をなさっているのか。観瀾亭は、あそこは避難施設としてやるということだから、あそこは行政の施設ですから、それはわかります。ただ、水族館さんの場合はどうなのかなということですね。

○議長（櫻井公一君） 亀井規格調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 水族館の窓口、私やらせていただいております。自己資金のみでどこまでやれるかということで、限界もございまして、農水省、経産省の補助をもらうための応募に対する研究というのもやっているということでございまして、その中で、この官民連携事業に入れておいたわけですけれども、私どもでもこの応募に際してどこまでアドバイスできるか。いろんな方の意見をどこまで取り入れていただけるかということも含めて検討していきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱり、今あの施設がなくなると大変な状況になるということはね、皆さんも心配しているわけでありまして。あの施設をそのままお返しになると恐らく更地になる。だから今の経営者は何とかあそこで頑張りたいというようなこともありますので、今課長が言われるように、いろんな方法でご援助できる部分があると思うんですね。そういうことも含め

て、町長も担当課が一生懸命こういうふうに行っているわけで、仮にそのような腹づもりが今の経営者があったら、町長は積極的に応援して、体制を変えるかどうか、そのお気持ちはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町長答弁ということでございますので。この話につきましては、私も課長から逐一話しを聞いていますし、後経営者の方とも一等最初に意見交換等しておりますので、民間の施設ではありますけれども、松島町として重要な施設と。水族館だからやるよとか言うことではなくて、とにかく松島としてお客様のため、また町民のために必要な施設というふうに位置づけておりますので、そういう点でせっきやくやっていただけるという意思があるわけですから、松島町としても一緒になって施設整備、ぜひ多くの方々に入って、来ていただけるようなそういったものになるべく努力していくということですね。この調査が絡むことで、水族館じゃなくて仙台急行さんが独自に進めているものにプラスされているんな考えがまた出てくるかもしれませんのでね。両者にとっていいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回こうやって、これからお話し、協議、検討していくわけですけど、大体どのぐらいのスパンでこれ考えてるんですか。今ちょっと答弁なかったんですけども。年度、何年度までということではなくて、この施設の運営は、この会議は、大体、やっぱり早急に始まっていかなければならない。1年か、2年か、1年以内に結論出すか、どのように考えているんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今回の制度ですけれども、年度事業ということでの補助採択になっております。今年度いっぱいこの業務を進めていきたいということで考えています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） はい、わかりました。

この事業なんですかね、今度仙台空港が民間でやりますよと。これは、この事業とはまた別なんですかね。仙台空港のやつ。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今年度の事業だといって、今年度に施設まで含めてみんなこんなものにして事業これだけのことをやりますよ、全部終わっちゃいますよという話ではなくて、これ計画でございますので、今年度の計画でもって、そしてその施設のおのおのについて、ものによっ

である程度3年とか5年見たり、1年だったり、そういうふうなことになると思いますが、計画としてつくるといってごさいます。ですから、例えば、水族館の後継施設がですね、いつごろできて、いつごろオープンして、どんなものになるかについて、これは所有者の方がいろいろ手続きも踏まえてやっていくことごさいますので、それはもうことしだけということでないし、また、復興事業だからといって27年度に限るといような話ではないというふうに思います。理解しております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 私もそうだと思います。今年度だからって言って、今年度で全部終わらせるということではないと、当然思っております。そういうことでね、これ、推移を見ないと何とも言えないと思うんです。やっぱり、この人たちだけで、12名で一応ある程度の概算はやるけれども、あとは民間の人たちのこともあるわけですからね。その推移を見ながら、これちょいちょいご報告をいただければありがたいなと思っております。

それから、パノラマのことなんですけれども、解体は、これは当然しなければならない。じゃあ、いつごろから解体、この予算が通ればですね、解体するのか。実は、議長にちょっと申しわけないんですけど、解体しますとあそこは何もなくなるわけですね。実は、私の一般質問、今回の、今度の9月からあそこでは音楽祭やります。問題は、20万人の人があそこに一応来る、想定ですね。トイレ、まず問題がトイレ。あそこ1カ所しかなくなるわけですよ。男性おしっこするところがね、おしっこは2カ所。あとは大便が1、女性はちょっと入ったことないので何ともわからないですけれども、到底足りないわけですよ。そういうことを含めての、本当に対策は大丈夫なのかと、非常に心配です。駐車場の問題心配です。そういうことからして、これとは関係ないんですけれども、もしパノラマがそのままやっておけば、あそこのといはいくらかは使えるのかなと、その期間だけね。でも、その前には危ない建物ですから解体せざるを得ないということになるとね、その辺を心配しながら、私このイベントに、これ失敗したら松島だめだなという、松島の名の名折れですから。この辺の対策をちゃんと含めながらやっていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 9月から行われます、このルツェルンのフェスティバルの来場者のトイレですけれども、スイス大使、それからあとスイス側のルツェルン側ですね、こちらのほうで仮設のトイレを設置する方向で当初から計画、今進めているところごさいます。仮設のトイレの数につきましては、今細かな算定をしているところごさいます、当日の開場まで

には仮設のトイレは脱臭式のやつを設置するという事で準備を進めております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 当然、仮設のトイレということになると思うんですけどね、この辺の対応ですね、本当にちゃんとしていただくと。検討、もう当然入っていると思うんですけど、また駐車場の問題、いろんなこと、それもですね、本気になって本当に今、担当全職員が入っていると思うんですけど、これ、ぜひ成功裏に終わらせていただければだめかなと。3年続くんですね、これ。何よりも1年、今年度なんです。今年度で松島の評価がすっかり分かるわけですよ。そういうことを含めて、教育ばかりじゃなくても、当然観光課、全ての職員の人たちが対応に当たっていただければと思います。

そして、最後に、この中学校なんですね、中学校の今度は夜間照明できますね。あそこのところ、夜間照明して、冬日が短いからね、あそこで練習すると。今、部活でですね、あそこ、部活、体育の事業もあるんですけど、部活であそこのところ、どこどこ使って、テニスとか、どこどこ使っているんでしょうかね。わかりますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今現在、屋外で部活をやっているものは、ご想像つくかと思えますけれども、野球、サッカー、ソフトボール、それからテニスですね。それ以外にも、例えば、こういった施設であれば、リングを設置するだけでバスケットも屋外で練習ができるということにもなりますので、そういう意味ではいろんな方面で使えるのかなというふうに思います。

ゴムチップの透水性の舗装ですのでね、クッション的なものも多少はありますけれども、それでもバスケットボールの練習にも使えるだろうというふうには考えております。

一番は、やはり松島中学校のグラウンド、大変雨が降りますとぬかるみます。そういった点におきましては、雨が降ってもその日の放課後にはここで練習ができるというような形を整えてやりたいというのが一番の考えでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 本当、そうだと思うんです。それで、やっぱり、野球とおっしゃいましたんですけどね、あその場所で野球というのは、雨の日、際、あそこのところ水たまりないかなということで、軽い練習しかできないと思うんですけど、まあ、主に夜、ちょっと日が短くなって部活っていったらやっぱり、バスケットとか、テニスとか、そういう、そんなに場所広くとらない協議が中心だと思うんですね。あそこに夜間照明するのは非常にいいことだと思

うんです。練習量もふえる、いろんなことでいいと思うんです。今度、このあれですね、本校庭、広いところ、あそこに夜間照明というのはあるんでしょうか、今。どうなんですかね。もしできたら、そっちまで、簡単な、少しでも、少し薄暗くなってもできるような、そういう体制できないかなと思いつつ、ちょっと今質問何ですけどね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今現在、既存の中学校の校庭、例えば野球の内野ぐらいいも照明ということもあるかと思つています。これらにつきましては、大変高額でもありまして、何かしら財源的なものをやはりきちつと、我々のほうも調査をしていながら、まずは学校のグラウンドもありますけれども、やはり運動場、運動公園の野球場も照明がない中で、利用者からも大変、照明ができないのかという要望もありますので、そういった面でも全体的に捉えながら、スポーツという1つのカテゴリーの中で、面的整備をどうしていこうかというのはこれからの大きな課題になってくるかと思つていますので、その中で学校のグラウンドも、中学校だけじゃなくて、やはり小学校も少年野球が練習してますのでね、そういった形では少しは捉えていかなければならないのかなというふうに思つています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 松島の町のスポーツがね、それぞれ強いところがあるわけですよ。サッカーなんか特に有名だしね、それから、ソフトなんていうのはもう何年も全国大会にも行つてると。常に宮城県ではトップだと。野球でも、その指導者によって変わりますが、非常に松島の野球も強い。そういうことになりますとね、やっぱり少しでも子供たちに練習させる。そのようなよりよい環境を与える、提供するのも1つかなと思つていますね。今、課長が言われるように、財源がじゃあどうするのやというようなことがありますので、その辺の財源、何とかひねり出して、町長もスポーツマンでありますから、その辺は、私なんか言うよりよっぽどわかっているわけでありまして、ひとつその辺の青少年の育成のためにもですね、頑張つていただければと思つていますので、これはよろしくお願ひします。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 1点だけ、手短かに。

7ページですね、老人福祉費の地域支え合い体制づくりということで、要援護者名簿の作成から、それをマップに落としてという事業でござつますけれども、これも、私も6月の一般質問の中で行つた経緯もあります。それで、最初賃金ですけれども、65万7,000円の計上ですけれども、人数的にはどのぐらいの登録者が今あるのかね、それをちょっとお聞きしたいと思ひ

ます。

○議長（櫻井公一君） 人数的なもの、本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 一人暮らし高齢者、それから、高齢者世帯、あと障害者の方合わせて大体1,600ぐらいの方を対象者として想定しておりますが、そこからまた同意された方というふうになりますので、人数はもう少し少なくなるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 対象者が1,600人ということで、それからそれぞれ、いろいろ登録者の、結局任意的なものもあるでしょうし、そういった人数的なものはその後出てくるのかなと思っております。それで、この要援護者の支援のシステムについてですけれども、このシステムの、システム上ですね、このシステムそのものは、台帳もそうですけれども、マップにおろしていくということになれば、ただそのもののシステムなのか、それともいろんな形で活用できるようなシステムなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） システムそのものを買取りするんであれば業務委託でなくて財産の買取りにするか、あとそのシステムを借りるのであれば使用料・賃借料ということなんですけれども、これはシステムをベースに、松島町の住宅地図、極端に言うと住宅地図をこの中に入れて、パソコン変えますけれども、その中に入れてするということは、システムそのものは実際100万円前後のものだと思うんです。それに対して住宅地図とか、あとその住宅地でAという方、要援護の方がマーキングしてあればそこから画面出れば要援護の形態がわかるという形のものを想定して、業務委託として進めていきたいなということで、県に話合っ、この形で進めるということで今回の補正に至りました。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） いろいろ県との協議の中でのこのシステムだとは思いますが、ちょっとこの前も7月の5日でしたか、一応私と、3課長さんも一緒に行ったんですけども、岩手県の西和賀町でも、やっぱり要援護者の名簿を平成9年から作成して、それをきっちと台帳からこういったベースにおろして、それと同時にやっぱり見守りシステムですか、緊急通報システム、そういうのも併用したシステムにきっちとなっているわけですよ。だから、そういう1つだけのシステムにできるよりも、いろんな形での連動できるようなシステムが考えられるのではないかなと。そういうもう時代に入ってきていますし、これを地図ベースにおとし、今の説明ですと、そのシステムだけで70万円前後だということで、それに地図ベースにおろし

ていけば、これだけの金額になるということですがけれども、その地図ベースももうできてまして、聞くところによると70万円かからないでできますよというようなお話でございます。ですから、やっぱりそういうところも考えて、いろんな連携してできるようなシステムづくりをしてほしいというのが要望でございます、その辺までは考えていなかったんでしょうけれども、この金額的なもので5分の1ぐらいの値段でできるような今方向になっているんですね。だから、そういうこともきちっと認識した上でいろんなものを考えてほしいなと思っているわけです。まあ、これはこれでそういった連動もね、考えられるようなシステムというものを構築していかないと、なかなか対応しきれないのかなというように思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、今回は100%近い補助ということで、第1ステップとしては災害関係の改正になったとなれば、要援護の名簿そのものの形態を変えなきゃないと。そっちを優先に今回はしたと。補助の限度額があると。ですから、見守りSOSネットワークシステムとかあいうのもありますけれども、あれになるとまた500万円か600万円くらいかかると。あと、維持管理も年間、今電話とかあいうので対応していますけれども、あの維持管理もかかっていくということで、ただ必要性は認識はしております。ただ、今回の補助を活用して、介護の基金を取り崩して今回国で出しますけれども、今回は第1ステップとしてこれを進めたいと。第2ステップとかはそういうのも今後検討する中には、今回も検討はしましたけれども、とりあえず今回はこれで進めなければならないということで、補正予算で計上いたしました。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） まあ、いろいろ事情はあるでしょうけれども、まずはそういった名簿づくりから始まるのかなと思っています。

それと、また同時に、先ほどその活用についてね、いろいろ尾口委員さんのほうからも質問ありましたけれども、やっぱりどう運用していくのかというのが一番の問題で、これも一般質問でやらせていただいたんですけども、やっぱりそういった、先ほど言われてたけれども、6月17日に参議院を通過して、その災害関係の改正がなされて、近々法改正がされると思います。そうしたときにその名簿を地区までおろして行ってできますし、そうしたときに地域との連携、まあ、先ほど町長のほうからも自主防災との連携と言いましたけれども、やはりそれを運用していくには常日頃のある程度の訓練とか、そういうものが必要になってくるのかなと思いま

すし、そういったものをしていく上ではきちっと地域との連携が必要なんではないかなと思って
おります。なおさら、それだけでは足りないと思いますし、これも一般質問で言ったんですけ
れども、要支援援護者の支援の災害支援マニュアルですか、きちっとそういうものを作成して
いけば、対象というのが一目瞭然に動きが出てくるのかなと思いますけれども、その辺につい
てお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、要援護、今回法改正になって、国のほうでは指針を改めて夏ま
で出さなきゃないということで、それも見たいなとは思っています。ただあと、先ほどの町長
答弁したとおりですけれども、あと、利典議員が6月に質問したとおりなんですけれども、実
際あの自主防災組織そのものも率が松島町は低いということで、消防署のOBを迎えて、実績
は確実に上がっています。ただ、一気に上がるのは難しいと。じゃあ、その組織だけ充実す
ればいいのかなとは思っておりません。やっぱり地域との連携というのがありますので、例え
ば初原ですと、同じようなマップ独自につくっているんですよね、紙ベースですけれども。そ
ういうのも参考にして、ほかの地域も何かそういう流れになっているということなので、自主
防災組織、地域、あと民生委員とかいろんな連携の中で活用を進めていきたいと。つくったか
ら満足ということではないので、その体制が重要性は十分認識しております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） 今、副町長の答弁に尽きると思うんですけれども、やはり実際的に活用
できるようなやり方が必要かなと思っていますし、地域は地域で自助・共助というようなお話
が先ほどありましたけれども、それに尽きると思うんですよ。何かあった場合には隣の身近な
方々が支援しないと、なかなか難しい状況にあります。そういったことも含めて、このシステ
ムがフルに活用できるような体制をとっていただければ幸いです。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

今野議員。

○16番（今野 章君） 先ほどね、私納得しかねると申し上げたんですが、先ほども言いました
けれどもね、議運でも議案全部返してちゃんと考えてもう1回出さないというお話したにも
関わらずね、同じ内容で出てきて、その着地点がよく見つかったのか見つからないのか私わか
らないような気がするんです、まだね。それで、一方、9番議員さんなどはね、住民監査請求

も辞さない、こういうお話をされているわけでね、そういう中で議会がこのまま本当に通してしまっているのかと、私はもう少し吟味するなりね、何らかの議会としての対応が必要なのではないかと、こういうふうに思うので、ぜひここで休憩なり何なりをとっていただいて、あるいは自由討議でも結構ですけれども、何らかのそういう議員間の討議なり協議ができる場所をつくって、議会としての意思をきちんと出すべきではないかというふうに思いますので、その自由討議なり休憩なりの時間をとっていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今、16番議員から自由討議をしていただきたいというお話がありましたけれども、皆様いかがですか。自由討議について意見を求めます。（「自由討議ですか、今、今野議員のほうからお話ありましたとおり、今月の19日まで結局国のほうに払わなくちゃならいんでしょう。県とか。だから、議会の内部としては関係ないですけども、ただ、そういったようなことであると、逆にまた延滞金がふえていくような気もしたものですから、今ちょっと採決が必要なのかなと」の声あり）採決はしますよ。採決はします。ただ、採決する前に議員間の話し合いをきちんとして、それから採決に臨みますかということは今16番議員はお話しなされたんだと思います。それで、議員間のお互いの意思をきちんとして確認して、それで採決したらどうだということだと思いますが、自由討議ということでは言葉が出ました。それで、自由討議をしたほうが良いという方のご意見を、賛成の方の意見があれば自由討議したいと。

それでは、ここでちょっと休憩をとります。再開を3時25分といたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

3時10分に休憩15時25分としましたけれども、再延長しまして15時45分までということにさせていただきました。

ただいまから会議を再開したいと思います。

平成25年度松島町一般会計補正予算（第3号）について、大橋町長のほうから皆様方にお話があるということでございますので、答弁させます。大橋町長。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 障害者自立支援給付費等の負担金の返還ということでございますけれども、この点に関しましては、大変申しわけなく思っておりますし、また管理者、最高管理者としての事務の管理が不行き届きということもございますので、職員分限の懲戒審査会と、これ

は別途やりますけれども、副町長ともお話を、相談をしまして、町長それから副町長の報酬のカットということ戒めの意味を込めまして行わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） それでは、これから討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第76号平成25年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成25年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時47分 閉 会